

決算特別委員会会議録

開会時間 午前 10 時 01 分

閉会時間 午後 2 時 45 分

日時 平成 27 年 11 月 12 日 (木)

場所 委員会室棟大会議室

委員出席者 委員 長 永井 学
副委員 長 山田 七穂
委 員 臼井 成夫 浅川 力三 塩澤 浩 杉山 肇
遠藤 浩 水岸富美男 宮本 秀憲 前島 茂松
渡辺 英機 大柴 邦彦 猪股 尚彦
清水喜美男 早川 浩 土橋 亨 安本 美紀
小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

総務部長 前 健一

防災危機管理監 堀内 浩将 総務部理事 芹沢 正吾

総務部次長 宮澤 雅史 総務部次長(人事課長事務取扱) 小島 徹

職員厚生課長 半田 昭仁 財政課長 三井 孝夫 税務課長 鷹野 正則

管財課長 中澤 和樹 私学文書課長 森田 貴夫 市町村課長 泉 智徳

防災危機管理課長 山下 宏 消防保安室長 小澤 浩

福祉保健部長 吉原 美幸 福祉保健部次長 渡辺 恭男

福祉保健部次長 相原 正志 福祉保健部技監 三科 進吾

福祉保健部参事(医務課長事務取扱) 堀岡 伸彦

福祉保健総務課長 前嶋 健佐 監査指導室長 古屋 正

長寿社会課長 内藤 梅子 国保援護課長 依田 正樹

子育て支援課長 神宮司 易 障害福祉課長 中山 吉幸

衛生薬務課長 守屋 英樹 健康増進課長 依田 誠二

リニア交通局長 佐藤 佳臣

リニア交通局理事 清水 豊 リニア交通局次長 岡 雄二

リニア交通局技監 市川 成人

リニア推進課長 小田切 浩 交通政策課長 深沢 修

県土整備部長 大野 昌仁 県土整備部理事 中嶋 晴彦

県土整備部次長 古屋 金正 県土整備部技監 大久保 勝徳

県土整備部技監 内田 稔邦 総括技術審査監 松永 久士

県土整備総務課長 清水 正 美しい県土づくり推進室長 長田 泉

建設業対策室長 笹本 清 用地課長 渡邊 仁 技術管理課長 藤森 克也

道路整備課長 丹澤 彦一 高速道路推進課長 乙守 和人

道路管理課長 高井 達也 治水課長 水上 文明 砂防課長 保坂 秀人

都市計画課長 望月 一良 下水道室長 山下 雄康
建築住宅課長 渡井 攻 営繕課長 笠井 英俊

出納局次長(会計課長事務取扱) 大柴 節美

議題 認第 1 号 平成 26 年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件
認第 2 号 平成 26 年度山梨県公営企業会計決算認定の件

審査の概要 審査の順序は、認第 1 号議案について午前 10 時 02 分から午前 12 時 21 分
まで、総務部、福祉保健部関係、(途中、午前 12 時 22 分から午後 1 時 31 分
まで休憩をはさんだ)午後 1 時 32 分から午後 2 時 45 分までリニア交通局、県
土整備部関係の総括審査を行った。

質 疑 総務部、福祉保健部関係

(地震防災訓練について)

塩澤委員 総 8 ページ、防災総務費中の地震防災訓練。今年は甲斐市で行われたと思えますけれども、平成 26 年度のこの訓練というのは、場所はどこで行われたのか、まずお伺いしたいと思います。

山下防災危機管理課長 昨年度の訓練につきましては、大月市をモデル市町村として実施いたしました。

塩澤委員 この訓練自身、毎年持ち回りで各市町村と一緒にやっていると承知しているんですけれども、この費用負担についてはどのようになっているのでしょうか。

山下防災危機管理課長 モデル市町村として選定いたしました市町村と共催という形で例年実施をいたしております。その中におきまして、会場の設営費とか、あるいは食糧費につきまして、それぞれ地元の市町村と県で案分をいたしまして実施させていただいております。

塩澤委員 訓練そのものの主導はどちらが主導してやっているということでしょうか。

山下防災危機管理課長 あくまで山梨県地震防災訓練と銘打っておりまして、山梨県内の全ての防災関係機関等に御参加を呼びかけるという意味で、基本となりますのは県が主体と申しますか、主導して行っているわけでございますけれども、やはり地域住民の参加、地域防災力の充実も大きな目的でございますので、かなり大きなウエートで地元の市町村さんにもまさしく共催という形で御参加をいただいているわけでございます。

塩澤委員 地域も一緒にということでもありますけれども、この訓練のそのものの大きな目的はどういった目的でやられているのでしょうか。

山下防災危機管理課長 災害発生から復旧までの対応をそれぞれの機関が実践的に行うことによりまして、地域防災力の向上、そして、防災関係機関の連携を図ること、展示、体験、啓発を通じまして防災意識の高揚を図る、こういったことを目的として実施しております。

塩澤委員 目的はわかりましたけれども、平成 26 年度大月市でやられたということでもありますけれども、成果はどういうふうに判断しているのでしょうか。

山下防災危機管理課長 毎年度モデル地域の特性あるいは災害の教訓等を踏まえた訓練計画をつくってございます。具体的には、やはり大月市でございましたものですから、都市地域における市道の通行どめあるいは火災の発生、こういったものを想定した訓練とか、昨年 2 月の豪雪災害の教訓を踏まえまして、孤立集落の発生を想定いたしました、ヘリコプターを用いました傷病者の救出救助訓練、こういったようなものを特徴的に実施したところでございます。

塩澤委員 そのほか、こういった点を次に生かしたほうが良いという反省点はあったのでしょうか。

山下防災危機管理課長 これも毎年度訓練に参加していただいております全ての機関さんから、反省会を開催いたしまして御意見、御要望等をいただいているところでございます。訓練の進め方、あるいは訓練の見せ方、あるいは各機関の連携の手法、こういったものにつきましては、それぞれの機関から見直し等につきましても御要望、御意見等いただいておりますので、こういったものを踏まえて翌年度の訓練にそれを生かしていく、このように取り組んでおります。

塩澤委員 今、翌年度にその成果とか反省を生かしていくというお話があったんですけれども、先般の甲斐市で行われた訓練に私も参加させていただきましたが、見ていてもばらばらという意見がたくさん聞かれました。私もいろいろ聞いたんですけれども、時間の設定、あるいはいつ何がどこでどういう訓練が行われているのか行った人にもわからない。いろいろな機関の来た人たちも、どこでどういうふう待機していたらいいのか、それすらわからない、連絡も何にもないと、こういった声をたくさん聞いたんです。

今言われた話は、前年度の関係機関からいろいろな意見、反省点、連携をどうやったらいいのかという反省としてやっているということでしたけれども、この間の訓練を見る限りではそういったことを感じることはできないと思いました。その辺についてはどうお考えでしょうか。

山下防災危機管理課長 今年度の訓練におきましても、54の参加機関が約30の訓練を、今回の場合はやはり訓練の設定、状況付与がございまして、4つの会場に分かれて訓練を実施しました。それは地域の特性、会場の特性というものがございまして、そこで、会場に当然パンフレットを置くとか、あるいは説明員を置くとか、そして、会場のアナウンス、こういったものについても可能な限り細かく御説明を申し上げたわけでございますけれども、どうしても3時間半という時間の中で54の機関がそれぞれの訓練を順を追って実施していく、そういう形でございましたので、確かに全体像がわかりにくいというところはあったかと思えます。その辺につきましては、今回も当然そういう反省があるうと思えますので、そういった御意見を踏まえてまいりたいと考えております。

塩澤委員 いろいろな反省があって、いろいろな機関からということでありましてけれども、実際にあそこにいた方、この中にも何人かいらっしゃると思えますけれども、これ、ほんとはよくわからないという部分はたくさんあったんですね。危機管理というものは、やはり情報の伝達もしっかりできていて初めて危機管理もできると思えます。この間の訓練でそういったところが感じられなかったのは残念ですけれども、反省を生かして次の機会、実際に何か事があったときにその訓練を生かすということが訓練の一番の基本だと思いますので、ぜひともそういった反省を真摯に受けとめていただきまして、しっかりといい訓練というか、実践に沿ったものにしていただきたいと思えますけれども、いかがですか。

山下防災危機管理課長 委員御指摘の御意見を十分に踏まえまして、さらにこの訓練が自助・公助・共助というものを具体的に実感できて、具体的な防災対策の推進に寄与できるような、より実効性のある訓練となるよう努めてまいりたいと思えます。

(児童虐待の防止と早期対応の推進について)

杉山委員 成果説明書の90ページの7番にあります、児童虐待の防止と早期対応の推進について質問させていただきたいと思えます。児童虐待については、去年ですか、厚木で白骨化した遺体が見つかったと、そんな痛ましい事件があったり、その後

も本当に重大な事件が頻発しているという状況になっているわけですが、そういった大きな社会問題になっている児童虐待について、まず山梨県の現状をお聞かせいただきたいと思います。

神宮司子育て支援課長 平成 26 年度の県内の児童虐待の相談件数、対応した件数ですが、中央児童相談所と都留児童相談所で 567 件、市町村で対応したものが 404 件、県全体で 971 件となっております。また、全国の児童相談所が昨年度対応しました件数が約 8 万 9,000 件ということで増加し続けておりまして、本県におきましてもこれまでの最多の件数ということで、特に児童相談所への相談件数が増加しているところであります。

杉山委員 増加し続けているというお答えだったんですが、971 件ですか、その数字というのは、全国的に見て山梨県は率でいうとどういうところにあるわけですか。

神宮司子育て支援課長 本県の相談件数の率につきましては、全国的に比較しているというような統計数字が公表されていないわけですが、本県で例えば今回 8 万 9,000 件という全国ベースのものを 10 万人当たりで計算してみますと、全国が大体 10 万人当たり 69 件という相談件数でありまして、本県では 66 件ということで、全国平均よりいくらか下回る件数であります。

杉山委員 その数字は、そういう虐待の事案がふえているということも当然あるとは思いますが、今まで出づらかったものが出やすくなったとか、そういうことも当然あるわけですね。ただ件数がふえたということだけではなくて、その内容がどういうことでふえたのかという、そういうことは調査というか、されているのでしょうか。

神宮司子育て支援課長 毎年 7 月に虐待件数についての公表をしているところですが、一応その中では、こういった事情で報告が上がっているとか、相談件数の内容を分析しているところであります。最近はいろいろなところで周知が進んでおりますので、警察をはじめ、関係機関、学校とか、医療機関とかといった通報とか相談等も多く寄せられております。また、本県の場合、虐待件数が多いことが虐待が深刻かといいますと一概にそうでもなくて、今言いましたように、周知が進むことで、最近ではいわゆる心理的な虐待というのがありまして、見た目で見えないという虐待等、例えば近所で夜、母親が子供をどなっている声がするけれどもひょっとしたら虐待ではないかとか、そういったことで周りの地域の方とか周囲の気づきがあることで件数がふえているということもございます。

杉山委員 当然そういうもろもろの理由でふえているということですが、山梨県では中央と都留の 2 カ所で児童相談所を設けているということですが、現状、相談に対する受け入れ態勢、相談所の体制がどうなっているのかということと、もう一つは、当然重大事件に、本当に大変な事案につながるということなので、例えば警察との連携はどのようになっているのかということをお聞きしたいと思います。

神宮司子育て支援課長 虐待の相談につきましては、平成 17 年度から、一義的には市町村が窓口になるというような形をとっておりますが、困難的な事例であるとか、それから、緊急性を要するというようなものについては、県の児童相談所で扱うという役割分担になっております。また、市町村や児童相談所につきましても、警察、

医療機関等関係機関等で連携をしながら、虐待情報を捉えるような仕組みができております。本県の児童相談所につきましては、児童の早期の安全確認ができるということで、直接に児童虐待に対応するスタッフ、児童相談所の職員、相談支援担当といった正規職員のほかに、児童虐待の対応をする協力員といたしまして非常勤嘱託の職員を中央児童相談所と都留児童相談所に各 1 名ずつ配置しております。また、職権による児童の保護とか通告への対応のために、困難事例対応協力員で警察官の O B を非常勤嘱託として中央児童相談所に 1 人配置しているところであります。

杉山委員 児童虐待だとかそういうことが大きな事件につながるということで、まず最初に児童相談所とかの体制がしっかりすることが、問題を大きくしない一番大切なところだと思うんです。そういう意味では、今の体制をこれからもっと充実させていかなければならないということは共有しているところだと思うんですが、もう一つは、地域でそういうことに関心を高めていくということも一つ必要だと思うんですが、県として、早期発見あるいは早期対応への取り組みはどのようにされているのかお聞きしたいと思います。

神宮司子育て支援課長 1 1 月は児童虐待防止推進月間ではありますが、特にこの月間を中心に、テレビ CM の制作・放映、子供と触れ合う機会の多い関係機関、一般の方を対象にした研修会の開催といった啓発等に努めているところであります。2 6 年度につきましては、CM の制作に 9 3 万円、CM の放映に 1 8 0 万円、研修会の開催に 7 万 5,0 0 0 円といった経費を使っておるところです。

CM につきましては、近年増加しております心理的な虐待をテーマで制作したところ、先日、山梨広告協会の協会賞を受賞したところであります。そういった効果とか独創性というようなところが CM で評価されたのかなと考えておるところです。また、研修会につきましては、会場収容人員が 5 0 0 人のところですが、定員を超える申し込みがございました。こうした広報とか啓発活動によりまして、虐待に対する地域の意識が高まって、未然防止とか重篤化する前の早期発見につながっていくと考えております。

(福祉人材センターの設置運営費について)

遠藤委員 まず意見書に従いまして、福祉人材センターの設置運営費についての質問をさせていただきます。福 6 ページであります。これ、設置運営費ということで計上されているんですが、この内容についてお伺いしたいと思います。

前嶋福祉保健総務課長 この事業費の内容につきましては、福祉人材センターの職員の給与費と、それから、福祉人材センターが行っております、求職者確保に向けた事業等に充当しているものでございます。

遠藤委員 内訳をお願いできますか。

前嶋福祉保健総務課長 人件費で 2 6 年度実績で、センターの専任職員 4 名おまして 2, 6 0 0 万円余、それから、基本事業としまして、先ほど申し上げました就職関係の事業に 8 2 0 万円余の事業費を充当しているものでございます。

遠藤委員 職員が 4 名 2, 6 0 0 万円、事業費が 8 0 0 万円、設置費というのはないんですか。つまり、家賃とか何かそういうものはないんですか。

前嶋福祉保健総務課長 福祉人材センター自体は、社会福祉法の中で、県内で 1 カ所を県が指定して、それをやらせることになっておりまして、山梨県の場合は山梨県社会福祉協議会に委託しておりますので、その中で事業をやっていただいております。

遠藤委員 それから、福祉人材の確保とか待遇改善とか、非常に重要な仕事をされていると思うんですけども、その効果がどういうものなのかがわからないんですが、どのような効果があるのかお伺いします。

前嶋福祉保健総務課長 平成 26 年度の実績で申し上げますと、福祉の職場につきたいという登録された求職者の数が 2,282 名、それから、その中で福祉の職場に紹介をした件数が 490 名という実績でございます。

遠藤委員 その差が結構あるんですけども、これはどういう理由によるものなのがお伺いします。

前嶋福祉保健総務課長 いわゆるミスマッチと申しますか、求職者側が求めている条件と、それから、採用者側と申しますか、事業所、社会福祉施設側、雇用者側が求めている条件が一致しないという部分がございます。いわゆるミスマッチと呼ばれるものだと思いますが、そのこのところでうまく合った方が 490 件ございまして、合った方について御紹介させていただいている状況です。

遠藤委員 そのミスマッチがどっち側から出ているのか。求職されている側か、事業所側から出ているのか、その数がわかたらお伺いしたいんですが。

前嶋福祉保健総務課長 求人の登録、職を求めているという数が実は 9,834 件ございまして、そのうち、先ほど申し上げましたとおり、一方で求めている方が 2,200 人という状況です。2,200 人の方は、もちろんほかのところから福祉の職場に来ようという方もいらっしゃいますし、実際に勤めていて、さらにいい条件のところという方もいるかと思えます。実際に統計をとっているわけではないので数字では申せませんが、その中で、先ほど申し上げましたとおり、それぞれの条件が合うという方が 490 人いたので、その方を御紹介申し上げている、そういう状況でございます。

遠藤委員 そうということが P D C A で、要するに、情報として外へ出ているのかどうかということをお伺いしたいんですが、いかがでしょう。

前嶋福祉保健総務課長 センターの事業内容につきましては、ちょっと手元にはございませんが、いろいろなところでこの数字自体は公表をしておりますので、わかる状況になっているかと思えます。

遠藤委員 それから、ハローワークもやはり人材供給・確保ということに寄与していると思うんですが、その辺の連携とか、あるいは仕事のすみ分けみたいなことをお伺いしたいと思います。

前嶋福祉保健総務課長 先ほど申し上げましたとおり、法律で福祉人材センターは無料の職業紹介ができることになっております。もちろん一番大きいところは、いろいろな業種全て含めて、いわゆるハローワークと申しますか、厚労省関係の施設でそこができるわけです。もちろん福祉に特化した部分ではいろいろな情報は福祉人材セ

ンターのほうが持っておりますので、ハローワークとの連携というのは職業をマッチングさせるには1つの重要なものですので、毎月1回、福祉人材センター主催で就職の相談会を甲府のハローワークですけれども、そこでやらせていただいております。また、県内7カ所のハローワークその他につきましても、キャリア支援専門員がそちらを回りまして、福祉、それから、介護分野に就職を希望する方の情報収集等を行っている状況でございます。

(工事請負費の繰越明許について)

遠藤委員

報告書142ページの15節の工事請負費の繰越明許が非常に多いということがございまして、資料を見たところ、かえで荘あるいは社会福祉村とか何件かあるんですけども、なぜこんなに繰越明許が多いのかお伺いします。

前嶋福祉保健総務課長 社会福祉総務費のところの繰越明許4,460万円余の部分ですが、これは県立総合福祉センターかえで荘の管理費の中に計上しているんですけども、かえで荘を平成25年3月に閉館いたしました。その後、今現在建設等を進めております産後ケアセンターをつくるということになりましたので、26年度の当初予算で解体撤去費を計上させていただきました。古い施設ですのでアスベストが中に含まれておりまして、予算計上時の時点では飛散性が限定的なものだと解釈されまして、それで当初予算に計上したわけですけれども、その後の調査で、実際に開始に当たりまして調査・分析を行ったところ、飛散性アスベストの含有が各所に発見されたということがわかりました。それで、もう一度調査をし直しまして工法をさらに検討したということで、9月補正予算で繰越明許費を設定させていただきました。実際には平成26年12月16日から、年度を越えましてこの6月30日までの工期で解体工事をさせていただいたのでございます。

中山障害福祉課長 社会福祉村管理費2,048万9,000円繰り越しをさせていただいておりますけれども、内容につきましては、韮崎市内の公共下水道の整備が進みまして、社会福祉村内にございます施設を公共下水道に接続するという工事でございます。あわせて、浄化槽の汚泥を抜いて撤去するという工事でございます。本体工事が1,861万1,000円、浄化槽の汚泥の引き抜きが187万8,000円、合計で2,048万9,000円でございます。繰り越した理由でございますけれども、26年5月に実施設計の委託に入りました。3カ月ほどかかりまして9月に実施設計が上がりまして、11月に工事の入札を行ったんですけども、実は応札者がありませんで不調ということになりました。工事の工期としましては約4カ月かかるということで、年明けに入札をしても年度内には終わらないということが明らかになったことから、2月の補正予算において繰越明許費のほうを設定させていただいたという経過でございます。

(医師修学資金貸与制度について)

遠藤委員

次の質問に移らせていただきたいと思います。これも町村会からも要望が出ていたと思いますけれども、やはり人材確保ということで重要な政策だと思います。この修学資金貸与者が、成果説明書によれば、348名ということで報告されているんですけども、この現状についてお伺いしたいと思います。

堀岡福祉保健部参事(医務課長事務取扱) この348名のうち、山梨大学の医学生776名おりますけれども、そのうち303名にこの修学資金を今貸与しております。また、幾らという内訳でございますけれども、5万円の第1種が93名、13万円の第2種が123名となっております。

遠藤委員 これが、決算報告書で見ますと、164 ページ、貸付金の中に入っているということですよ。

堀岡福祉保健部参事（医務課長事務取扱） そのとおりでございます。あと、申しわけございません。先ほど申し上げた人数にちょっと誤りがありましたので、訂正させていただきます。先ほど申し上げた93名と123名というのは県内出身者の人数でございます。1種全体の人数は181名、2種は154名、3種という大学院生のものがありますが、それが13名で計348名となっております。

遠藤委員 歳出の部分はこの貸付金とあるんですけども、歳入で雑入の中で看護師の償還金というのはあるんですけども、医師についてはないと思うんですけども、この辺はまだ償還にはなっていないという理解でよろしいですか。

堀岡福祉保健部参事（医務課長事務取扱） この研修資金は免除の要件がいろいろ複雑でございます。例えば1種の場合は卒業してから6年までの間に3年間、2種の場合は、受けてから、6年間貸与を受けた場合は15年間の間に9年間県内の特定の公立病院等で勤務するということが免除要件になっております。免除を満たさないとわかった段階もしくは国家試験に2回連続で落ちた場合というのは返還ということになるんですけども、その返還の条件に当たるか当たらないかを個々に判断をいたしまして、その年にその条件に当てはまる人が万が一いた場合には返してもらって収入という形にいたしますので、ある年とない年があるというものでございます。

遠藤委員 確認ですが、平成26年度の場合は、免除の方が全部だったので、ゼロという理解でよろしいですか。

堀岡福祉保健部参事（医務課長事務取扱） 平成26年度は10名が返還になっておりまして、計2,200万円ほど医師修学資金で返還が生じております。

遠藤委員 それは、歳入のどの辺に載っているんでしょうか。

堀岡福祉保健部参事（医務課長事務取扱） 決算報告書113ページの雑入の中の返還金の中に書かれております。

遠藤委員 今、細かい数字を出していただいて、医師についても看護師についても地域格差があるということで、今後もこれは大変重要な施策だと思いますので、頑張ってくださいと思います。

（一般会計の歳入歳出について）

前島委員 総括審査でありますので、特に決算の総計の角度で、こういう機会は非常に少ないものですから、予算委員会、決算委員会しか総括的な審議ができませんので、貴重な時間だと思ひまして、総括の視点から留意すべき事項について何点か意見書を出させていただきました。

まず第1に、決算の総計に対する意見といたしまして、予算現額5,235億3,000余万円に対して、歳入決算額は4,852億7,000余万円、歳出決算額は4,751億余万円、その結果、歳入決算額から歳出決算額を引いた形式収支は101億6,000余万円、実質収支は29億9,000余万円の黒字を示し

ていると、こういう形にはなっています。しかしながら、財政運営の基本は、単年度予算・決算の原則に立って見ると、予算現額と歳出決算額の差額は実に 4 8 4 億 2,000 余万円(9.3%)減と非常に多額であると。このことについて、予算現額と決算額の差額の縮小が 1 つは課題ではないかということに留意したほうがいいのではないかと、こういう意見書を出させていただきました。その点についてまず伺いたいと思っています。

三井財政課長 予算現額と歳出決算額の差額でございます。これが生じる内訳でございます。これは御承知のとおり、繰越金と不用額という形で出てまいります。平成 26 年度決算におけるこの差額でございますが、25 年度決算と比較しますと、173 億円余何とか改善できているという状況ではございますが、御指摘のとおり、予算現額と決算額の差額が大きいということは決して望ましいことではないと認識しております。今後も事業内容を精査した予算の編成、あるいは執行段階における精査、繰越額や不用額の縮小、こういったものをしっかりと図ってまいりたいと考えています。

前島委員 こういう意見の留意事項の点を申し上げましたのは、実は我々は予算に対して議会として大変なエネルギーで議論をしているわけです。予算現額と決算額がこれだけの、9.3%の、1 割弱の執行がないということについては、議会としての立場とすれば非常に残念なことだと、こういう観点で今お話を申し上げているところであります。

決算の状況の 26 年度は、25 年度に比べてそれぞれ決算が減額になっておりますよね。しかし、私ちょっと感じているのは、確かに 26 年度の国の予算編成の姿図を見ると、これはおそらく景気対策の最大規模を一般会計で 95 兆円、それから、補正予算 5 兆円の計 100 兆円を、いわゆる大型予算を編成して景気対策に非常に力点を置いた年のように思うんです。そういう点で 25 年度決算よりも非常に低かったという点で、本県の経済動向を踏まえて非常に消極的だったというこのことについては、やっぱり健全財政に向かう軸足に力を入れたのか、そういう理解もしながら所見を承っておきたいので、御意見を聞かせていただきたいと思います。

三井財政課長 平成 26 年度の決算の総額は、御指摘のとおり、前年に比べておおむね 130 億円余ぐらいの減になっていると承知しております。平成 24、25 年度と 2 年連続非常に大きな経済対策が続いたと承知しております。25 年度自体は 24 年度の繰越金も含めて決算が大きく膨らんでいるという状況がございました。それに比較しまして、26 年度はそういった交付金がなくなってきたということと、各種経済対策の、リーマンショック以降行われてきました積立金、そういった基金の積み立てが一段落いたしまして、なくなってきたというのが全体の数字が小さくなったところだと思います。経済情勢としても、決して本県まだよくなったという認識はございませんが、比較的落ちついてきたということの中で、いわゆる企業収益の増というような形で本県自体の一般財源等もおかげさまである程度回復したというのが 26 年度の認識でございます。そういった中で、各種財政指標とも悪化は 26 年度はしていないと。実質公債比率や経常収支よくもなっておりますがという中で、一段落した中である程度しっかりした財政運営ができたのではなかろうかという認識でございます。

前島委員 多分そうだと思いますけれども、たまたま国が 15 カ月の大型予算の出動をしたわけですよね。それに呼応して、例えば歳入なんかについて、少し財調を取り

崩しても国の政策に呼応したほうがよかったのではないかという感想は持っているんですね。そういう点で確かに健全財政に向かっていかなきゃならないという、後で申し上げますが、大きな宿題があるという点で理解をしたいと思います。

(繰越額について)

次に、繰越額についての総計であります。先ほども委員から繰越額についてのお話がありました。翌年度繰越額は156事業で330億6,000余万円について、前年度より減少をややしておりますけれども依然多額で、年度末補正等の事情は理解しつつも、翌年度上半期中にどの程度繰り越し事業執行が行われたのかということを含めて、経済効果対策の観点からも繰越額の取り組み方について留意されたほうがよいのではないかと、その点をお尋ねさせていただきたいと思います。

三井財政課長

まず、本年度に繰り越しされたものの執行の状況ということでございます。これにつきましては、年度末の補正が行われたのが、経済対策等で61億9,000万円余の増額分がございまして、繰越額が先ほど御指摘いただいた330億円余となっております。これにつきましてはの上半期9月末時点の執行状況でございますが、契約額ベースでおおむね90%という数字で承知しております。できるだけこういったものについて早期の執行をいたしまして、経済効果対策の観点からも可能な限り早くの執行ということを考えています。また、現年度予算につきましても、こういった繰り越しができるだけ起こらないように、年度内の事業完了、事業の早期着手といったものを、計画の立案段階から精査していただいて各部局で執行していただきたいということを執行通知等をお願いを各部局にしているところでございます。

前島委員

どうか財政課の立場としてこの点について督促をしていただきたいと思います。繰越額の約331億円に対して、逡巡繰越というのは、継続事業ですから十分理解ができるんですけど、これ、6事業が8億円。それから、繰越明許をしているのが119事業で310億円ぐらいですね。それから、事故繰越が31事業で、これが13億円、こういう状況なんですね。その執行が翌年に可及的速やかにどれだけ上半期に経済効果を含めて執行されるか。

4月1日付の人事発令があつて、大きく人事がかわる。レクチャーを受けて引き継いで、皆さん方が我々県議会に予算説明会を新しくしていただくのは5月という状況の中で、それが終わらないと実は執行がとまってしまっている。このところが行政の大きな谷間の課題だと私は思うんです。例えば国が15カ月予算を編成しているというときに、切れ目なくやっぱり上半期に対応するような、繰越明許だとか繰越額にそういう機動性をいかに持たせていくかという点について、これは県庁を挙げて行政は腐心をして努力をすべきではないかと、こんな感想を持っているんです。どうでしょうか。

三井財政課長

繰り越しの内訳はそのとおりでございまして、継続費とかというのは計画的なものでございますので、御理解いただけていると思います。また、明許につきましては、その都度予算で議会の議員方に審査していただいているということである程度、ある意味、的確な執行のために行っているということでも御理解をその都度いただいているというふうに認識しておりますが、できるだけ事故繰越のような、執行部限りで行わなければならないようなものは避けるような形の適正な執行を心がけなければならないと考えております。

また、人事異動とか人が入れかわるようなこと、御指摘のとおりでございます

ので、どうしても滞りがちになることは否めないと考えますが、我々はそういったことができるだけ起こらないように、総務部長の名の依命通達で、毎年 4 月第 1 週ぐらい、今年でいいますと 4 月 8 日でございますが、適正な執行をしっかりと県庁内に依命で通達するというようなことで、適正な執行を常日ごろから心がけるような形で全庁挙げてやっていただけるようお願いしているところでございます。

前島委員

きのうも土橋委員からもお話がありましたけれども、公共事業を請け負う業者にとって、この谷間の時期というのは非常に苦しい時期なんですね。そういう点で、経済効果を含めてぜひ留意して取り組んでいただきたい。

(不用額について)

次に不用額について全体を見せていただきまして、この不用額は 1 5 3 億 5, 0 0 0 余万円と、平成 2 4 年度から増加傾向にあるように受けとめています。予算編成に当たって、より適切な積算見積もり及び事業精査等に留意されたほうがよいのではないかと、こういうことで意見書を出しておきましたけれども、これについてどのように受けとめていらっしゃるか所見を承りたい。

三井財政課長

まず予算編成段階でございますが、できるだけ余計な金額がのってないか、逆にあるいは漏れがないかを、できるだけ精度を上げるような形の努力はしております。また、執行段階では、当然工事をやりますと、入札差金とかというようなもので不用が出たり、補助金とかも、執行しようと思っていたけれども、相手方が実施することができなくて執行不能になったりとか、いろいろ生じることがございます。こういったものについては、毎年 2 月議会の段階では間違いなく各事業の執行状況等を精査して、減額補正を心がけているところでございます。

一方で、例えば災害復旧費とか商工団体関係の貸付金とか、そういったものというのは年度末まで不測の事態が出ては困りますので、必ず確保しておかなければならない部分もございます。また、あるいは社会保障関係費ですと、2 月、3 月とかで足らなくなったりしたら、これはあってはならないということということで、どうしてもある程度確保して十分な予算を持っていかなければならないということもありまして、結果として不用額が生じてしまう部分がどうしても出てしまうということも認識では承知しております。

こうした事情がいろいろございますが、不用額がたくさん出てしまいましたというと、御指摘のとおり、やはり決して望ましいものではないですし、しっかりと精査をしていかなければならないということでありまして、御指摘踏まえまして、今後も予算編成段階、執行段階あるいは補正の段階、しっかりと状況を精査する中で、できるだけ不用額等が出ないように、縮減に取り組んでまいりたいと考えております。

前島委員

どうかいま一步各部局に詰めをお願いして、できるだけ不用額を出さないように努力をしていただきたいと思います。

(県債について)

次に県債についての総計です。平成 2 6 年度決算残高総額は、一般会計で 1 兆 5 億余万円、特別会計で 3 4 0 億余万円、企業会計で 1 2 億余万円、計 1 兆 3 5 8 億余万円と、類似県に比べて依然比較的高い残高に推移をしているという状況の中で、今後の財政硬直化が大変心配をされているわけでございます。特に経常収支の比率が非常に高い。9 3.4 という状態です。だから、考えてみ

ると、知事がダイナミックやまなし、それから、輝くプラチナ社会と言いましても、知事の裁量できる予算というのは、予算の全体の中で7%台ぐらいしかない。そのぐらいの財政状況で、これだけの大きな事業を提唱していらっしゃるけれども、このことが本当に財政を伴って果たして執行がどの程度できるかという点では非常に心配をして見ているところです。

実際、実質公債費比率につきましても、過去3年間の平均値で16.2という状況ですよ。18%になりますと手続が必要だと、20%になるといわゆる真っ赤な信号になると、こういうになるわけでございます。それでは非常に苦勞はしていると思うんですけども、この点の今の財政状況について、大変気を使って努力はしているけれども、一段と留意をされたいという意見書を出させていただきました。所見を伺いたい。

三井財政課長

財政指標は、御指摘のとおり、経常収支比率、前年度と同率ではございますが、やっぱり93.4と依然として非常に高いという認識でございます。また、実質公債費比率につきましても、前年度より0.3ポイントは改善していますが、全国的に見るとまだ高い。16.2%ということで、御指摘のとおり、ややもすれば18%大丈夫なのかという御意見も聞かれるところだという認識です。

こういった非常に高い状況の中で、常日ごろから例えば県債につきましても、これまで公共事業の抑制とか歳出削減とか、計画的に抑えるという努力はしてございます。平成26年度でいきますと、臨財債も含めて残高全体で何とか74億円減少させることもできた状況でございます。引き続きしっかりと財政運営をするために、いわゆる税源の涵養とか、あるいは行財政改革とか、通常の執行段階での経費の削減とかいろいろ努力しまして、何とか財政の健全性の確保はこれからもしっかりと続けてまいりたいと考えています。

前島委員

どうか経常収支比率についても、80%台、80台の前半の辺ぐらいまで頑張っていけないと、おそらく将来的に政策予算というのは出てこないんじゃないかと感じたり、公債費比率についても15%台の後半前後の15.5ぐらいの標準のところへ頑張っていかなければいけない、目標を立てて頑張らなければならぬと思います。なかなか今の状況ではとてもとても厳しい状況であることも承知しているんですけども、そういう点で、改めてこれからの財政健全化に向かっの決意というか、考え方というか、取り組みの目下やっております流れを、御所見を承りたいと思います。

三井財政課長

財政指標、いずれもできるだけ好転するように頑張りたいと思っています。ただ、経常収支比率は、三位一体改革というようなときに例えば教職員の給与の国庫負担金が一般財源化されたとか、いろいろ財政構造がここ10年ぐらいで大きく変わってまいりましたので、なかなか80というのは構造上難しいのかなと。そうは申しましても、繰り返しになって恐縮ではございますが、今、知事が進めています企業立地とか雇用の創出とか、そういったことも一生懸命努力しております。産業経済の活性化による税源の涵養や県税の徴収対策、こういったものを含めた自主財源の確保、あるいはこれまでやってきました県債の計画的な削減、歳出についても非常にしっかりと見きわめて執行するということを行いまして、不断の決意で財政の健全化に努めてまいりたいと考えております。

前島委員

御苦勞が多いと思いますけれども、アベノミクスで景気もやや上向いてきていまして、法人税などもある程度期待ができるのではないかなという点で、本県の誘致産業が結構頑張っている様子でありますので、税金なんかを期待しながら、

どうか健全財政の運営に一段の努力をいただきたいと思っています。

(行政経費の縮減について)

最後に、行政経費の縮減について留意してもらいたい。性質別の決算状況の内訳を見ますと、行政経費が全体の 48%、額にして 2,278 億 9,000 余万円と増加傾向にあります。特に人件費の占める割合が多いことから、今後、行政経費削減と並行して、人件費抑制に努められるということが非常に肝要の課題ではないか、重要な課題ではないかと思えます。

ただ、御承知のように、間もなく 12 月定例県議会が開かれる。国は強く地方自治体に要請した人件費の抑制・削減を解禁されて、おそらく人事院勧告を受けて、これから 10 億台前後の補正予算が 12 月議会に提案されてくるんじゃないかと思うんです。何といたっても、行政経費の削減と人件費の抑制をいかに図るかということが今の経常収支比率をやっぱり下げていく最大のポイントだと。そして、事業の見直しを果敢に断行すると、こういう 2 つと、それから、3 つ目の行政改革と、この 3 点に絞られるんじゃないかと思えますが、その点についての御所見を承りたいと思います。

三井財政課長

行政経費、いわゆる投資的経費や公債費を除いた部分の人件費とか物件費とか扶助費とか補助費という分野でございます。26 年度につきましては、これらの中で御指摘のとおり人件費が伸びていますが、この要因につきましては、国からの要請に基づいて 25 年度に実施した特例給与の削減措置がございましたが、それが復元されたというのが人件費の中の主な要因だと認識しています。あと、補助費もふえておりまして、これが消費税率の引き上げ等に伴う市町村への交付金とか都道府県間の精算金とかいうようなところが膨らんでいるというような認識でございます。

ただ、こういった部分、なかなか難しい部分はございますが、やはり御指摘のとおり、常日ごろからしっかりと抑えて、いわゆる基礎的な部分のお金を抑制していくというのが事業もしっかりできるような形になっていくんじゃないかという認識でございますので、御指摘のとおり、例えば行政評価を活用する中での事務事業の見直しとか、県単補助金の見直しとか、あるいは歳入のほうでも税収の確保をしっかりとするとか、そんなことを歳入歳出両面からしっかりとした対応をする必要があると認識しております。

前島委員

きのうも知事が、人口問題を中心とした 5 力年計画の戦略、その提案をされて、我々も全体会議で承ったんですけれども、今の財政状況からすれば、先ほども申し上げましたように、非常に困難な財政環境にあると。これを少なくとも政策的に生かしていくためには、こちらの計画を行政改革あるいは事業改革を断行して、その財源をいかに振り向けるかという工夫しかないと思うんです。あるいは、今申し上げた人件費あるいは行政経費をさらなる努力をしていく中で財源を生み出す方法しかないんじゃないかと感じもいたしますので、どうかいろいろな面で一層の努力を期待したいと。最後、総務部長に所見を伺って締めたいと思います。

前総務部長

引き続き、歳入歳出両面からの財源確保に努めますとともに、選択と集中という形で、必要な事業はしっかりやりながらも、歳出の抑制、そういったもの、行政改革にしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

(地域における子育て支援について)

渡辺委員

成果説明書の 88 ページ、地域における子育て支援というところで伺いたいと

思います。人口減少社会の一因として、子育てが大変だということがあるわけですが、社会全体で子育て支援を応援していこうと、一方でこういう取り組みをされております。そこで伺うわけですが、本年 4 月から子ども・子育て支援新制度が施行されているわけですが、施行前と施行後における本県の児童に対する放課後児童クラブの状況がどのように変化しているのか、まずこの点伺いたいと思います。

神宮司子育て支援課長 放課後児童クラブでありますけれども、保護者が就労等の事情で昼間家庭にいない場合に、放課後に児童館とか、あるいは学校の空き教室等で児童の遊び等の空間を確保するという事業でございます。今年度の新制度がスタートしたところでございまして、対象年齢が小 3 から小 6 に拡大されたところであります。また、小規模の放課後児童クラブについては、支援員の複数配置が規定されましたが、同時に新たな助成措置も講じられることになりまして、制度の充実が図られております。

平成 26 年度のクラブ数ですけれども、217 クラブ、登録児童数は 8,624 名でしたが、年齢の拡大等を受けまして、27 年度のクラブ数ですけれども、現在 237 クラブ、登録児童数が 9,954 人と、クラブ数で 20 カ所、登録児童数で 1,330 人増加しているところです。

渡辺委員 大変効果が出ているなど、いい状況かなと思うわけですが、そこで、平成 26 年度における児童クラブに対する予算の執行状況、これはどのようになっているんですか。具体的にお答えいただきたいと思います。

神宮司子育て支援課長 平成 26 年度の予算措置状況ですけれども、放課後児童クラブの運営費につきましては、国と県とで補助金を 3 分の 1 ずつ出しておるところです。予算額につきましては、3 億 6,082 万円余に対しまして、執行額が 3 億 4,986 万円余ということで執行率が 96.9%、22 市町村 199 カ所に対して補助をしております。また、国の補助の対象外となるような小規模児童クラブにつきましては、県の独自の措置をとっております。この県単の運営補助につきましては、予算額が 525 万円余に対しまして、執行額が 525 万余ということで、執行率 100%、6 市 3 町 1 村 13 カ所に補助しているところです。

渡辺委員 細かい状況がわかりました。それで、大事なことは、両親が仕事をしているとか、いろいろな状況の中で児童クラブへ子どもを預けるわけですが、親の思いというか、ニーズというのか、児童クラブに対してどのようなお考えを持っているのか、この辺の調査みたいなことはしていますか。

神宮司子育て支援課長 放課後児童クラブにつきましては、市町村が実施主体になっているところでありまして、放課後児童クラブの整備に当たりましては、次世代育成支援対策推進法という法律に基づきまして、平成 22 年度から 26 年度までの 5 カ年につきまして、それから、今回の新制度に伴いまして、やはりこの 27 年度から 31 年度まで、新制度のもとで市町村、県とも子ども・子育て支援プランという事業計画を策定しております。その中で、放課後児童クラブにつきましては、それぞれの市町村が地域におけるニーズ調査を行いまして、必要となるニーズに対しまして供給できる、整備するという目標数値を計画の中に盛り込みまして、計画的に進めていくということで、地域住民の意見を反映させているところでありまして、

渡辺委員 きめ細かい意見を聞いてあげて、できるだけ応えていただきたいと思います。

最後に、ここの児童クラブで事故等があれば、大変これは困るわけですが、そうしたことに対する対応はどのようにされているのか伺いたいと思います。

神宮司子育て支援課長 放課後児童クラブに登録する児童につきましては、先ほど言いましたように、児童が、親が働いている等の都合で登録をして放課後児童クラブに通っているということですので、入ってくる子どもたちにつきましては全て、事故等があったときに対応できるような保険に加入しているところであります。

渡辺委員 保険と言いましたか。保険に加入していることも含めて、さっき指導員が 2 名とが言いましたね。それで事足りているのか伺いたい。

神宮司子育て支援課長 放課後児童クラブにつきましては、おおむね 40 名という規模の中で支援員を 2 人配置するとなっております。また、支援員につきましては、1 単位 15 時間という研修を受けておまして、一定の資格を必要とする支援員が配置されております。そうした支援員 2 名が常時待機しておまして、子どもたちの対応に当たっているというところであります。

(鉄道駅のバリアフリー化の推進事業費について)

大柴委員 過日 9 月 6 日の山日新聞ですけれども、行政評価のアドバイザーの評価におきまして、鉄道事業について、JR 甲府駅南口の障害者用の車椅子昇降装置を併設したエスカレーターの維持管理費に充てる補助金 522 万円では 2 人が廃止と通達したということですが、この決算説明資料の中にこれはどこに位置するんですか。

中山障害福祉課長 概要の資料で申しますと、福 6 ページの下から 3 つ目の身体障害者総合援護費 23 億 2,600 万円に入っております。

大柴委員 身体障害者総合援護費ですか、この中でこの補助先というのはどこになるんですか。

中山障害福祉課長 これは甲府市に補助をしております。甲府の南口にございますエスカレーターと、それから、その西側のほうに車椅子をのせるエスカルという装置ですが、この 2 つがついておまして、その維持管理経費の 2 分の 1 を補助するものでございます。

大柴委員 これは甲府市以外ではやってないんですか。

中山障害福祉課長 鉄道駅のバリアフリー化設備ということで申しますと、例えば北口にもエレベーターとエスカレーターがございます。あとは、近くですと、竜王駅、塩山駅、それから、上野原、それから、石和の駅にも設置の工事をしております。状況はそんな状況でございますが、補助をしているのは甲府駅の南口のエスカレーターということでございます。

大柴委員 何で甲府市だけに補助しているのか。大きいからということだと察知しますが、何か理由があるんですか。

中山障害福祉課長 実はこの南口のエスカレーターは平成 8 年から運行を始めているんですけれども、その 3 年ほど先立つ平成 5 年に障害者幸住条例をつくりました。これは

全国的に先進的な条例ということで評価を受けているんですが、この精神に沿うバリアフリー施設・設備ということで、県、甲府市、ＪＲ等が協議をして、あそこにエスカレーターをつけようということに決めました。ここは県都の玄関口でございますし、あらゆる人が使いますので、そういう人たちが不自由なく通行できるようにする必要があるだろうと。一方で、2分の1の補助ですから、維持管理費に約1,200万円かかるということで高額だということで、その半分を県が補助をするということで円滑な運行に寄与しようという、こういう制度をつくったというものでございます。

大柴委員

行政アドバイザーの評価ですと、年間26人にとどまったと新聞には書いてあるわけで、利用客が少ないからそういうことになったんだと思うんですけども、やはり福祉の面から考えましても、また山梨県は観光立県ということで観光客をふやしていこうという中には、やはり福祉といいますが、車椅子を利用する方もたくさんふえてくるんじゃないかと思うわけでございます。だから、こういうことは非常に大切な事業だと考えております。ただ、それには、行政アドバイザーの評価を受けて、今後、県として、福祉の面等考えて、どのような考えを持って対応していこうと思っているのか伺います。

中山障害福祉課長

行政評価アドバイザーからは大きく2つについて評価をいただきました。まず1つは、委員御指摘いただいた、エスカルという車椅子を載せて動く装置でございますが、これは利用者が減少しているので廃止すべきだということです。状況を申しますと、駅の西側にタリーズというコーヒー屋さんがございますが、そこから駅の構内に入れるような通用口を実は昭和60年にＪＲがつくったんです。この周知が広がってまいりまして、そちらの利用をする方がふえてきたということもございまして、エスカル自体は平成26年で26件の利用ということで確かに減っているということは事実でございます。

しかしながら、現状では、車椅子を使っている方が駅の南口を利用する場合には、その通用口は切符がないと入れないということがございまして、始発から終電までしか使えないので、それ以外の間はどうしてもやはりエスカルを使う必要があるという状況がございまして、しかしながら、アドバイザーの意見もございまして、通用口の利用方法がもうちょっと何とかならないかということもございまして、通用口とエスカルのあり方あわせて甲府市さんとかＪＲ東日本さんと調査とか再検討、協議をしていきたいと考えているところでございます。

もう1つ意見をいただいたのは、エスカレーター自体でございます。評価では、バリアフリーの設備としてエスカレーターは不完全だと。エレベーターが一番いいんだということです。駅の状況を見ると、北口のほうにエレベーターもあるし、すぐ近くまで車で行ける駐車場もあるというふうなことで、廃止したらどうでしょうかというのが意見でございました。

しかしながら、委員御指摘のとおりでございまして、障害者、高齢者の移動の円滑化を目的とした設備としてやはりエスカレーターというのはそれなりに重要な設備であるというふうに認識をいたしておりますので、南口にエレベーターがない時点においては廃止ということはないだろうと考えておりますが、障害者の団体などからは、南口のほうにもぜひエレベーターを整備してほしいという要望がたくさん寄せられております。

今現在、甲府駅の南口の駅前広場の再整備を県土整備部さんと甲府市さんとやっているわけですが、その中にエレベーターを置いていただけないかとか、あと、エスカレーターも設置をしてからもう20年近くたっていて、耐用年数を超えています。今、最新式を入れますと、維持管理経費も300万ぐらいに

なるというふうなこともございまして、エスカレーターの更新もあわせてその中でできないかというふうなことを県土整備部さんのほうとも連携し、また、甲府市さんのほうとも協議をしていきたいと。その中で助成制度についてもあわせて考えていきたいと考えているところでございます。

大柴委員

課長の言うとおりでないと私も思います。とにかく高齢者もふえます。また、観光客もふえます。福祉の充実も図らなければならない。こういう観点からもいろいろな面で検討していただいて、とにかく皆様方の使い勝手のよい駅等にさせていただきたい。また、甲府駅ばかりじゃなくて、石和駅とか、やはり観光客が多くなるようなところも、いろいろな面でよく考えていただきたいと思うわけですので、最後にその辺を伺いたいと思います。

中山障害福祉課長 甲府駅については、観光客の方もたくさん使いますので、ぜひ関係部局、甲府市、JRと協議をして実現できるように頑張っていきたいと思います。また、他の駅につきましては、設置したところが運営費を出すというのが普通のルールで、竜王駅とかは出しておりませんが、一般の方が使うのに当然必要な設備ですので、関係駅を持つ市町村にも働きかけをしていきたいと思います。

(重度心身障害者医療費助成事業費補助金について)

猪股委員

決算説明資料の福 6 ページ、重度心身障害者医療費助成事業費補助金について伺います。重度心身障害児の医療費の支払いについては、昨年 1 1 月、窓口無料方式から自動還付方式に制度変更されましたが、夏以降、上野原市、甲斐市、笛吹市と窓口無料化に戻す動きが出ています。そこで、重度心身障害者医療費助成事業費補助金について、決算説明資料福 6、成果説明書 7 6 に、これ、どのように記載されているのか確認しましたが、見当たらないんです。この辺がどこに記載されているのかお聞きします。

中山障害福祉課長 主要施策成果説明書には、記載はされておられません。これは横内知事時代のチャレンジ行動計画ということで、マニフェストを中心とし拾い込んだものでございますので、その中には入ってございません。福 6 につきましては、下から 3 つ目の身体障害者総合援護費、先ほどの駅のバリアフリー設備と同じところでございますが、この中に入っております。

猪股委員

身体障害者総合援助費ですね。この重度心身障害者医療費助成事業費補助金ということですが、この決算額はお幾らでしょうか。

中山障害福祉課長 予算額が 2 1 億 5,7 0 0 万円でございまして、決算額が 1 8 億 8,5 0 0 万円余でございまして、不用額が 2 億 7,1 0 0 万余ということになっております。

猪股委員

それだけの大きな金額であれば、先ほど課長が説明したとおりの事情もありますが、決算資料の中には、そういった多額の金額であれば、どこか項目があってもいいのではないかと思うんですけれども、その辺の理由はいかがなものでしょうか。

中山障害福祉課長 主要施策成果説明書は、チャレンジ行動計画と連動しているものですから、その見直しと同時に動いてくるということがございまして、その見直しの中に入らなかったのも、入っていないということが理由にあります。福 6 という概要のですけれども、括弧書きで拾い出してあるのは、主要成果説明書に載っているも

のが小分けで出てきていることになっておりますので、落ちているという状況でございます。

猪股委員 今後もこの事業に対してはこういうやり方でいくということですが、この決算処理に当たっては同じことの繰り返しになるのかな。その辺はいかがですか。

中山障害福祉課長 後藤知事になってからの計画を今つくっておりますけれども、それとどう連動していくかということになろうと思っておりますけれども、これと同じようなパターンでいくとなると、当課が答えることではないのかもしれませんが、なるというふうには思います。

猪股委員 窓口の無料方式から自動還付方式に制度の変更をした結果、補助金の交付額にどのような影響があったか、その辺をお伺いします。

中山障害福祉課長 委員御質問の件は、ペナルティーというふうに捉えてよろしいでしょうか。

猪股委員 はい。

中山障害福祉課長 ペナルティーで申しますと、年度の中途から動いたものですから完璧なあれではないんですけれども、11月から動きまして、決算額が3億4,648万4,000円でございます。前年の25年度が、これは12カ月間の分でございますが、4億4,984万9,000円ということで、23%ほど減少しているという状況でございます。

猪股委員 最後に、上野原市、甲斐市、笛吹市が今回、窓口無料化へ復帰するような形で無料化に対して戻す動きを見せております。そこで、この3つの市の窓口無料化方式に戻す動きを受けて、今後、県はどのように対応していくのか、その辺をお聞きいたします。

中山障害福祉課長 県といたしましては、これまでも乳幼児医療費の助成制度とか重度心身障害者の助成制度、これらの社会的弱者の方々の医療費の負担の軽減につきましては国において制度化すべきだということと、国民健康保険の国庫負担金の減額措置、いわゆるペナルティーについてもぜひ廃止をしてほしいということ国をほうに知事会、市長会、町村会とともに要望を強くしてまいりました。この各方面からの要請を受けまして、この9月から国に子どもの医療制度の在り方等に関する検討会が設置されまして、子供の医療費のあり方自体、それから、ペナルティーのあり方自体を検討するということが始まっております。したがって、この検討会の議論の動向を見きわめながら、県としてどう対応していったらよいのかというふうなことを検討していきたいと思っております。

(電気料の削減について)

早川委員 先ほど県財政の健全化の経費削減の総論的な話が出て、細部になってしまって恐縮ですが、主に趣旨は電気料の削減の取り組みについてお伺いしたいんです。これは職員の方々も御尽力されている使い方ではなくて、そもそもの電力の購入の仕方による削減です。この説明資料の総6の中で、まずこの意見書の中で、財産管理費ですが、このうちの庁内管理費のうち、県庁の本庁舎の電気料は一体どれぐらいかかったのか、平成26年度に関してお伺いします。

- 中澤管財課長 庁内管理費の支出済額 3 億 6,172 万円余のうち、県庁本庁舎の電気料額は 1 億 8,292 万円余でございます。
- 早川委員 1 億 8,000 円ですか。部局審査と重なってしまうかもしれないんですけども、当時、委員会でも議論が出て、私も提案して、平成 25 年、6 年ぐらいから新電力ができて、購入電力の仕方で、たしか県庁舎に関しても新電力を使ったほうが削減できる、購入するのに数円安い、使ったほうがいいということがあったと思うんですけども、やったのか、やらなかったのか、また、やらなかったのであれば、どういう理由で改めてやらなかったのかお伺いします。
- 中澤管財課長 本庁舎につきましては、現在もまだ新電力からの調達は行っておりません。この理由でございますが、新電力から調達する場合は一般競争入札を実施しております。このためには、当該施設の 1 年間の電力の消費データ、毎月の電気使用量や、最大電力、こちらをお示しした上で入札にかかる必要がございます。本庁舎につきましては、耐震工事を進めてまいりまして、建物自体は 26 年度末に完成をしているところでございます。毎年この工事が進むにつれて電力使用量が変化をしてきたということで、入札を行うことが困難でございましたので、本庁舎については新電力からの電力調達は実施していないという状況でございます。
- 早川委員 理解できます。そんな中で他県の例を見たりすると、数千万円、多く出ているところは数億円の経費削減効果が出ている中で、県庁舎本体だけじゃなくて、県の施設全体でこの 26 年度にいわゆる新電力からの電力調達をしたことで削減効果が出たところがどれぐらいの量があって、わかるようであれば、どの部分をやったのか。庁舎以外にもやったと思うんですが、その点に関して伺います。
- 中澤管財課長 合同庁舎や高等学校、単独の事務所など各部局の出先機関 81 施設について、26 年 10 月からいわゆる新電力から電力調達を実施しております。決算資料におきましては、電気料金については各部局の関係事業費にそれぞれ含まれてまいりますので、この 81 施設について今回管財課で集計を行いました。その結果、電気料自体が気温によって毎年左右されるという変動要因がございますけれども、この 81 施設の 26 年度下半期半年間、この電気料金は対前年で 1,302 万円余、率にして約 5.0% 減少しております。また、26 年 10 月から 1 年間、この 27 年 9 月までに関して申しますと、4,235 万円余、率にして約 7.9% 減少しておりますので、節減効果が出ているものと考えております。
- 早川委員 そうしますと、効果が出ているということで、その効果は 26 年度のその効果を踏まえる中で、売電についても新電力に移って、企業局は高く買ってもらって、購入電力についてはそういう効果があるということであれば、26 年度そういう効果を踏まえる中で、まだやっていない県庁舎を含む、今後も新電力入札方式の電力調達を私はより一層早く進めていくべきと考えますが、その点に関してお考えをお伺いします。
- 中澤管財課長 先ほど申しましたとおり、26 年度が 81 施設、また本年度もこの 10 月から 11 施設、主として高等学校が多くございますけれども、新電力からの調達を行うこととしたところでございます。先ほども申し上げたとおり、1 年分のデータが必要になるということで、例えば大規模な改築や改修が終わって 1 年分のデータがとれた、条件の整った施設から入札を実施しているところでございます。今後につきましても、例えば本庁舎は工事が 26 年度で完了しましたので、今年度

1 年分のデータを蓄積して分析をしているところでございます。この新電力からの調達も含めまして、県庁舎、各施設、それぞれの施設ごとに最も効果的な電気料金の節減対策、これを検討して実行したいと考えております。

(障害者の就労の支援について)

安本委員

福祉保健部の関係で、決算説明書、福 7 ページの知的障害者福祉費のうちで、障害者の就労の支援についてお伺いします。成果説明書では 7 6 ページ、6 の障害者就労への支援についてに当たります。障害者の就労支援につきましては、障害者自立支援法などが施行されて、施設での就労移行支援事業を実施されると、社会に出て活躍していただくようにということで就労の強化が図られたと承知していますけれども、まず成果説明書で数値目標が掲げられております。7 3 ページになりますけれども、福祉施設から一般就労への移行数という指標が掲げられています。現況値が 9 9 人で、進捗率 4 2.9 % となっております。これは福祉保健部だけの事業ではなくて、産業労働部の所管の事業でもあると思いますけれども、福祉保健部としての取り組み等についてお伺いしたいと思います。まず、私、この数値目標を見ながら、一般的には障害者全体の雇用率が話題となっております。県も法定雇用率のところまで近づいてきたという話も伺っております。県が福祉施設から一般就労への移行数ということで目標を掲げられた、その趣旨というか、設定された理由についてお伺いをします。

中山障害福祉課長 障害者雇用率は、委員も御承知かと思いますが、障害者雇用促進法に基づきまして、官公庁を含みます企業等で一定の割合の障害者の雇用を義務づけるものでございます。障害者の就労に向けましては、ルートといたしますと、特別支援学校とか、普通高校、大学等から直接企業等へ就職をするルートと、それから、就労移行支援事業所などの福祉施設を経由して企業へ就職するという、この 2 ルートが大きく分けてございます。これらのルートに乗る障害者の方々の程度で申しますと、特別支援学校等から直接就職できる障害者の方というのは比較的障害の程度が軽い方だと思います。福祉施設を経由するほうが比較的重いと考えております。県といたしましては、障害の程度が比較的重い方々に対する就労支援の充実を図っていく必要があるだろうということで、福祉施設から一般就労への移行数を評価指標として選定したということでございます。また、その目標値につきましては、前年度の数にプラス 1 0 名程度ふやしたいということで目標値を設定しているということでございます。

安本委員

目標の設定をしていただいて、それを目指して推進されていると、障害者の方にとっては県としても取り組んでくださっているということで本当にありがたいと思うところです。この達成状況について、平成 2 2 年の基準年度で 8 1 人だったということですがけれども、平成 2 6 年の数値はあるんですけども、その後の平成 2 3 年とかから 2 5 年度までの人数はどう推移をしてきているんでしょうか。

中山障害福祉課長 目標値の設定は前年度に対して 1 0 人程度ふやしたいということでございますので、平成 2 3 年度は 2 2 年の基準値の 8 1 に 1 0 を足しまして目標値が 9 1 でございます。それに対しまして、実績が 9 3 人です。2 4 年度は目標値 1 0 1 人に対しまして 1 4 3 人、2 5 年度が目標値 1 1 1 人に対しまして 1 3 6 人と、2 5 年度までは順調に目標値を達成して推移してきたのですが、2 6 年は残念ながら、この状況になったという状況でございます。

安本委員 平成 25 年度までは目標を上回る達成率だったということです。26 年度の福祉施設から一般就労への移行数というのは、残念ながら目標までにはいかなかったということですが、障害者全体としてはどうなのかなということで、もしわかりましたらお伺いしたいと思います。

中山障害福祉課長 平成 26 年度の障害者の就職状況でございますが、山梨労働局の資料によりますと、579 人ということで、過去最高の数値を記録したと公表されておりました。障害者全体として就職数は決して減少はしていないという状況でございます。先ほどの 2 ルートで申しますと、直接学校から行くというルートがふえて、残念ながら、福祉施設を経由するというルートが減ってしまったという状況だと認識をしております。

安本委員 わかりました。それで、成果説明書の 76 ページにはいろいろな事業書いてあるんですけれども、産業労働部の事業がありますけれども、福祉保健部としては、26 年度はどのような事業の取り組みをされたのかお伺いします。

中山障害福祉課長 福祉保健部といたしましては、障害福祉サービスといたしまして、就労移行支援事業とか、就労継続支援事業を民間事業者に行っていたいておりますが、それらのほか、国と県とが連携をしまして、県内 4 カ所に設置いたしております。成果説明書にもございますが、障害者就業・生活支援センター、ここで相談とか支援事業を行うとともに、それから、本県独自の事業といたしまして、障害者の方と企業のかげ橋となって動いていただきます、県版の障害者ジョブコーチの派遣事業というようなところを実施いたしたところでございます。

安本委員 その結果、26 年度としては目標が達成できなかったということですが、どのような課題があったと考えられていて、どう対応されようとしているのかお伺いします。

中山障害福祉課長 前年度 26 年度の状況につきまして、障害者就業・生活支援センター等から実は聞き取りを行いました。その結果、2 点の課題があるということがわかってきました。1 つが、昨年度までに就職をさせた障害者の職場への定着支援。就職できたけれども、なかなか定着できないという方が多いということで、その支援に予想外に手がとられてしまって、新規の就職支援がこれまでと同様に行えなかったという状況があったと申しております。もう 1 点、就職支援の際に障害者と企業のかげ橋となって動いていただくジョブコーチにつきまして、派遣を希望する障害者の数に対して実際に稼働して支援できるジョブコーチの数が不足しているというふうなことがあって、十分な支援が行えなかったと。

この 2 点の課題があるということが聞き取りでわかりましたので、今後、ジョブコーチにつきましては、養成を行いまして、実働可能な絶対数をふやしていきたいと考えています。また、就職できてもその職場になかなか定着できないというケースの多くが、精神とか発達に障害のある方々だということでございますので、さまざまな就労支援関係者に対しまして、これらの方の障害の特性とか支援方法等これらの理解を深めるような研修等をしていくという、こんな 2 つのことを考えていきたいと思っております。

安本委員 私もこの就労移行支援の施設についてはさまざまな課題があると承知しております。目標設定していただいて、その目標を目指して、一定期間過ぎれば就職しなければいけないので、そのために無理やり自分に合わないところに就職してし

まうということが、先ほど課題として挙げられた、後の定着の支援のところによっぱり力を持っていかざるを得ないということになるのかなと思っています。数値目標だけを達成するということが大事ではなくて、それぞれに合ったところで、私よりももっと専門的には向いていらっしゃる、障害を持っていらっしゃる方も力が発揮できる職場もあると思いますので、そういった適性のところに就職できるようにということに力を注いでいただきたいと思います。

もう 1 点は、私は教育委員会の関係で質問させていただきましたけれども、一般の高校からの就職支援員は配置されているんですけれども、特別支援学校へのそうした専門の方の配置をお願いしているところなんですけれども、ぜひここは総務部もいらっしゃるの、財政に今の課題をしっかりと投げかけていただきまして、限られていて、その施設にいるときはいいんですけれども、そこから先は家族の方も大変に心配されているということなので、なお一層頑張ってくださいなということをお願いいたします。

(防災について)

小越委員 最初に防災のところなんですけれども、昨年ですかね、雪害を受けて防災計画見直しをされたと思うんですけれども、水没する避難所のこと心配であります。水没する可能性のある避難所は山梨県内幾つあるんでしょうか。

山下防災危機管理課長 現在、県内では洪水予報河川や水位周知河川に指定された河川が存在する 13 の市町村全ての市町村におきまして、洪水ハザードマップが作成・公表されております。これらの洪水ハザードマップで想定する浸水想定区域内に存する避難所は、想定浸水深も 50 センチメートルから最大 5 メートルまでとさまざまではございますけれども、12 市町で 194 か所が浸水のおそれがあるものと認識しております。

小越委員 昨年台風が来たときに、甲府東高校が避難所になっているんですけれども、避難準備情報が出されましたけれども、その前にあと二、三センチであふれるくらい道には水があふれ、通行できない状況でした。避難準備情報が出されているにもかかわらず、その場所に避難ができない、避難することが危険だという状況で、そこは認識されていたかどうか分からないんですけれども、そういうことも含めて防災計画、順次見直しをして、とりわけ水没するような避難所のところは違うところに指定をすとか、それが不可能であれば、どうするのか手立てを含めて考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

山下防災危機管理課長 避難所の設置につきましては、水害に限らず、地震や土砂災害時における避難の方法とか、集落からの距離、収容スペース、バリアフリーの状況、こういったものを踏まえまして各市町村で検討し、指定をしていくものでございます。この指定に当たしまして、県といたしましても、従前から県土整備部をはじめとする関係部局と連携する中で、その指定のあり方や見直しについても助言を行ってまいりました。

小越委員 ぜひ随時の見直しをお願いしたいと思います。

(職員の労働強化について)

次に、職員の労働強化についてお伺いします。人件費を抑制し、効果として行政改革がされたと成果説明書にもあるんですけれども、果たして人件費抑制で職場の労働環境がどうなっているのかとても心配です。そこで昨年度、いわゆるメ

ンタル部分で休んでいらっしゃる職員は何人いらっしゃるのかまずお伺いします。

小島総務部次長(人事課長事務取扱) 知事部局を中心とした状況について御説明をさせていただきたいと思います。休職あるいは長期の病気休暇ということでございますが、昨年の4月1日現在で休んでおられた方が22名ということでございます。そのうち、メンタルの方が15名ということでございます。

小越委員 人数的に大変多いと思います。それで、教育委員会でもお聞きしましたが、教育委員会でも残業が大体2時間から3時間を常時超えていると言われましたけれども、知事部局の残業時間についてお伺いします。平均と、それから、例えば本庁ではどのぐらいなのか、一番多い人はどのぐらいなのか、そこをまずお示ください。

小島総務部次長(人事課長事務取扱) 昨年度1年間の時間外勤務でございますけれども、1人当たり月平均ということでいきますと、県全体では11時間ということでございます。月当たり11時間。本庁におきましては平均17時間、出先につきましては7.3時間ということでございます。最も多い職場ということでございますけれども、そこは66時間ということでございます。

小越委員 66時間が平均となりますと、もっと超えている方々は過労死のラインを越えてしまうのではないかと思います。こういう長時間労働、メンタルで休んでいらっしゃる方がいることに対して、どのような対策をとられてきたんでしょうか。

小島総務部次長(人事課長事務取扱) 時間外労働とメンタルの問題が関連しているかどうかという部分につきましては、メンタルで休んでいらっしゃる方ご本人あるいは上司からお話を聞きますと、これは必ずしも仕事の中身ということだけではなくて、例えばご本人の体の状況、あるいは御家族の介護疲れとかもろもろの状況がございまして、要は、メンタルで休んでいることイコール仕事が忙しいからということでは必ずしもないと思っております。しかしながら、時間外を減らすということは、これは職員の健康管理あるいはワークライフバランスを推進していく上でも大変必要なことだと思っておりますので、これにつきましては、各所属長を通じまして、時間外勤務の縮減に周知徹底するよう促しているところでございます。

小越委員 時間外勤務の縮減を促しても、残業はなかなか減らない。仕事がふえておりますし、また、職員の数が妥当かどうかということがあります。先ほど人件費の話がありましたけれども、山梨県の人件費は多いかもしれませんが、全国から見ますと、非常に歳出に占める人件費の割合は、平成24年度ですけれども、山梨県のIR資料、市場公募債の説明会に資料によりますと、首都圏の中で歳出に占める人件費の割合は少ないほうで第1位です。全国でも10位です。歳出に占める人件費の割合は決してほかの県に比べて多くはない、むしろ少ない、低いということになっております。私は、職員のこのような過重労働、教育委員会、また、この事務局もはじめ、長時間産業を是正するためにも、それ相応の人の配置と、それから、残業を縮減するために、人件費のさらなるプラスのことも考えていきたいと思っております。

(基金について)

次に、基金についてお伺いします。基金が今回261億円積み増しされてお

ります。部局審査のときにもお伺いしましたけれども、このように労働強化の中で人件費が削減され、福祉が削減される中で、健全財政、先ほど前島委員の質問の中でありましたけれども、基金が 261 億円というのは多いのではないかと私は思っております。この前もお話ししましたけれども、基金残高は首都圏の中で人口 1 人当たり 1 位です。全国でも 3 位です。非常に多いです。他県に比べて基金残高が 1 人当たりとても多い。それがよいことかどうか私は疑問に思っております。なぜこのように基金を、とりわけ 26 年度、毎年基金を充当して予算を組んでいるのですけれども、基金を取り崩さずにまた次に積み立てている。予算上は基金を入れたんですけれども、それを入れなくて済んだのはなぜでしょうか。

三井財政課長

御指摘いただいている 261 億円というのは、財政調整基金のことでよろしいですか。26 年度当初予算の状況でございますが、財源対策として、御指摘のとおり、財政調整基金では 28 億円、その他のいわゆる、本県では主要 3 基金と言っておりますが、県債管理基金と公共施設整備事業基金、3 つで財源対策を行っております。総額では 88 億円の基金を取り崩した上で当初予算を編成したという状況でございます。

これにつきまして、2 月補正におきましては、歳入で企業業績の回復等ございまして、実質県税で 38 億円の増収を予算計上できました。また、消費税率の引き上げによる地方消費税の清算金等でも 19 億円余の増収ということで、これも一般財源として予算計上できたところでございます。また、先ほど来出ております 2 月補正ということで減額の補正もいたします。その中からも不用額を落とすということができたことによって、結果として、財政調整基金 28 億円については取り崩しが全額回避できたという状況でございます。

小越委員

先ほど前島委員からも指摘がありましたけれども、予算現額と歳出決算額の差が多過ぎる、1 割近くあります。財調やほかの 3 基金も含めて予算が組んでありますけれども、結果的には取り崩さずにまたそれを戻したということがここ何年間もずっと繰り返されております。そうしますと、これからも、今年まだ決算打っていないからわかりませんが、261 億がもっとふえるという見込みでしょうか。

三井財政課長

これからの見込みはどうなるかということにつきましては、そのときそのときの財政状況によって大きくぶれるという認識でございます。例えば過去の状況で申し上げますと、三位一体改革による一般財源の大幅減縮等が行われたり、それに引き続いてリーマンショック等の期間、平成 16 年から平成 21 年度まで 6 年間の状況を見ますと、緊急の財政出動というような要因もございましたが、その間だけで総額で 192 億円の基金の取り崩しが行われたこともございました。時々の経済情勢、あるいは必要な財源対策として何か大きなプロジェクトを行うとか、あるいは災害対策とか、そういったようなものが突如起こればこれも減るし、順次積み立てることができるというようなことは特に考えてございません。そのときそのときの状況で判断していくものだと考えております。

小越委員

さっき三位一体の改革で大変になってきたと。それはそれで、今回も国庫支出金が減らされております。さっきプロジェクトに備えると言ったんですけれども、261 億円、大きなものはこの防災新館も終わりましたし、これから何に備えていくんですか。国からの地方交付税や三位一体のこのために 261 億円はとっておくんですか。それとも、何かのためにとっておくのか。直近の目的があると思うんですけれども、そこをしっかりとしないと、なぜこのように切り詰めてい

て、こんなに多額が残っているのか。ほかの県に比べてこんなに高く残っているのは県民に説明がつかないと思うんですけれども、そこを御説明ください。

三井財政課長

繰り返しになりますが、経済の状況で大幅歳入不足というのは予測ができない部分でございます。将来的に何か使う当てがあるのかという部分につきましては、今、総合計画等で今後の大きな出動をするようなプロジェクト等が計画に盛り込まれていくかと予想されます。そういった中でどんなところに使われるかということがこれから想定されるかと思えます。

基金が多額だということでございますが、財政調整基金については全国比較が可能なものですから見てみますと、全国 8 位、大きな数字にはなっています。ただ、もう 1 つ、いわゆる財源対策で比較が可能なもので減債基金等がございますが、こちらは 27 位という状況で、財政調整基金のみもって基金残高が突出しているということは言いがたいのではないかと考えております。

小越委員

ただ、この市場公募債を設けるときに、山梨県は健全財政です、こんなに基金があります。実質法人二税は、首都圏では人口 1 人当たり 1 位です、全国でも 6 位です。法人税もいっぱい入ってくる。貯金もいっぱいある。だから、市場公募債をぜひともお願いしますと、財政課の資料によりまして説明しているわけです。であれば、私は必要などころにお金を使うことが必要だと思えます。何が必要かって、やっぱり福祉や暮らしに使うべきだと思っております。

(重度心身障害者医療費助成制度について)

その中で、昨年度重度心身障害者医療費の窓口無料をやめてしまいました。260 億円の基金を積みながら、先ほどのペナルティーの金額を見ましても、全体で 4 億でした。ペナルティー 3 億 4,000 万円、また 25 年 4 億 3,000 万円。その 4 億円をなぜ使わなかったのか、だめだったのかと思えます。改めてお聞きします。重度心身障害者医療費助成制度をやめた、廃止をした理由、そして、重度の障害を持つ子供たちだけが窓口無料から排除された理由について、お答えください。

中山障害福祉課長

重度心身障害者医療費助成制度でございますけれども、これは障害者の健康を守りまして、地域で安心して生活を送っていただくために重要な施策であると思っております。しかしながら、窓口無料方式の場合、国が、医療費が増高する、その結果、国民健康保険の財政を悪化させるということで、窓口無料を実施している市町村に対しまして、国庫負担金の減額をするようにペナルティーを課しております、このペナルティーに要する経費が県、市町村合わせて 9 億円に達するような状況になってしまったということでございまして、このペナルティーを回避するためにやむを得ず自動還付方式に変更したということでございます。なお、自動還付方式に変更をいたしましても、対象となります障害者の範囲とか、制度の根幹である医療費無料というところは何ら変えておりませんので、ぜひ障害者、関係者の方々には御理解をいただきたいと思っております。

小越委員

障害を持っている子供たちは、この制度の改悪に伴って、子供の医療費窓口無料から排除されてしまいました。同じ子供でありながらなぜ排除されたのか、それを妥当と考える理由を教えてください。

中山障害福祉課長

繰り返しになりますが、今回の自動還付方式への移行というのは、障害のある方が今後も安心して医療を受けられるようにするために行ったという

ことをごさいますして、制度の根幹である医療費の無料というところは何ら変わっておりませんので、その点はぜひ御理解をいただきたいということをごさいます。もともと制度自体も、昭和 47 年に重度心身障害児の医療費助成制度が始まっております。乳幼児は 1 年おくれて開始になっておりますが、もともと別の制度の目的を持って動いてきておりますので、障害のある方は、一生涯安心して医療費無料ということで医療を受けられる重度心身障害者医療費助成制度のほうで見ていくのが妥当だということをごさいます。

小越委員 それは県民には通用しないと思います。先ほどペナルティーが 9 億円あると言いましたけれども、では、重度障害を持つ子供たちのペナルティーの金額はお幾らでしょうか。そして、人数は何人ぐらい対象がいらっしゃるのか教えてください。

中山障害福祉課長 ペナルティーの総額につきましては国から来ますのでわかるわけですが、特定の年齢層について把握することは制度上難しいということで、人数、金額ともに把握をしてごさいます。

小越委員 それはおかしいと思います。上野原、甲斐市、笛吹市で今回窓口無料を復活するに当たって、人数出ていますよね。上野原 18 人とか、甲斐市 81 人、笛吹 110 人と。わかるわけですよ、絶対に。市町村に聞けばわかるはずじゃありませんか。なぜわかろうとしない、なぜ知ろうとしないんですか。

中山障害福祉課長 繰り返しになりますけれども、障害児につきましては、乳幼児のころから高齢者まで一生涯、年齢を問わず支援が受けられる重度心身障害者医療費助成制度で助成すべきだと考えているところでごさいます。

小越委員 こんなに市民の皆さんが言って、今回は、甲斐市、笛吹市、そして、全市に多分広がっていくと思います。このことについて県に各市町村から昨年度も要請があったと思うんですけども、その要請についてどのように受けとめて、どのようにお返事されたんでしょうか。

中山障害福祉課長 これも繰り返しになるんですが、昭和 47 年度に県と市町村が協働して障害者の方の健康を守るということをつくってきた制度でごさいます。以来数十年たちますけれども、対象の範囲も広げつつ制度の拡充をしまりました。ただ、窓口無料にしたところ、ペナルティーが多額に上ったということで、やむなく自動還付方式に変えさせてくださいということで、皆さんの御理解をいただいて変えたという状況でごさいます。制度を変えてくれという市町村の声というのは正式には聞いていないところでごさいますけれども、二、三漏れてしまいましたけれども、今後も、別制度ではありますけれども、一生涯障害者の方を守る重度心身障害者医療費助成制度のほうでやっていきたいということで理解を求めています。

小越委員 それは違います。各市議会から意見書が出ています。そのことは市議会から県に対して意見書出ていますよね。継続してくれ、窓口無料やってくれと。それを受けとめてなかった。署名もいっぱい集まった。それを無視してやってきたわけです。でも、今回いろいろな市町村のところで、子供だけでも、障害を持っている子供たち、窓口無料復活しようと。それは県民の声であり、それを受けとめなければならないと思います。

それで、昨年度から始まった貸し付け制度ですけれども、貸し付け制度が始まって、それがいいじゃないかという御説明が何回もありました。しかし、この収入未済の中でも、滞納されている方がいらっしゃいます。監査委員の意見書の中で 21 ページ、重度心身障害者医療費貸付金償還金、収入未済 11 件数あります。38万9,000円です。貸し付け制度やったけれども、滞納してらっしゃる方が既に 11 人います。これはなぜですか。

中山障害福祉課長 この貸し付け制度は、借りたお金を医療費として使用していただきますと、市町村と県からの還付金で個人の口座へ行くということで、自動的に償還・還付されるという仕組みになっているわけですけれども、借りたお金が医療費よりも若干多くて手元に残ってしまったと。そして、その手元に残ってしまったお金をほかに使ってしまったというケースであると、払えないということで未納になっているのではないかと考えているところでございます。

小越委員 未納になっているかないか、つかんでないんですか。この医療費を伴って、限度額認定証の 8 万円とか 5 万円で済むじゃないかとおっしゃるかもしれませんが、それが使えないから貸し付け制度を使わざるを得ない方もいらっしゃいます。限度額認定証を全部の市町村が出しているか知っていますか。甲府市では、限度額認定証は国保料滞納している方に出しませんと書いてあります。いくら県が言っても、国保料を滞納している方には限度額認定証を出さないという市町村が圧倒的です。だから、30 万円、20 万円という医療費がかかったときに、この貸し付け制度でも使えないんです。窓口無料じゃないと病院に行けなくなってしまふんです。そのことがわからずに、限度額認定証が発行できるからといって貸し付け制度をして、そして、わずか 4 億円で、基金 260 億円もあったのに、こんなことをするのは、私は不当であり、違法であると思います。

(学童保育について)

次に、保育の問題についてお伺いします。先ほど学童保育についてお話がありました。それから、部局審査のときにもお伺いしました。延長保育、学童保育の問題、子どもを育てながら、お母さん方、お父さん方が働くこと、そして、子どもの貧困対策としても重要なものだと思っております。部局審査のときにもお伺いしましたけれども、なかなか進んでいない。今回の後藤知事のプランの中にも、ここのところが目標設定されております。とりわけ、学童保育のところ、子どもたちの研修や、内容について心配されております。研修というものはどのようなことをされているのでしょうか。

神宮司子育て支援課長 放課後児童クラブでありますけれども、放課後児童クラブの趣旨につきましても、保護者の就労等により居場所がないという児童を対象に居場所の提供をすることで児童の健全育成に資するというので、中身、内容のどのような、例えば研修と言っているのは、子どもか、支援員か、ですけれども、まず支援員につきましても、先ほどもお答えしたように、2 名の資格を持った支援員が研修を積んで対応しております。それから、子どもにつきましても、子どもの居場所の提供ということで、放課後児童クラブの中での運営につきましても、こういったことをしなさいという決まりはありません。その中で子どもたちは勉強したり、あるいは遊びをしたりして過ごしております。

また、教育委員会で、放課後子供教室という事業がございます。これにつきましても、子供たちが放課後の空き教室等で、例えば地域の中でのいろいろな体験的なことや、あるいは勉強を教えたりといったことをやっている事業であります。

遊び場と居場所の提供をする放課後児童クラブの中で放課後子供教室でいろいろな体験的なこととか、勉強を教えると、そういった事業を組み合わせさせてやっているところもあります。

小越委員

小学校 6 年生まで学童保育の対象が伸びます。ですけれども、先ほど言った 9,000 人近くの人数は、保育園に行っている子どもさんの数からすると、非常に少ない数です。なぜかという、おもしろくない、ただそこにいなさいというだけ。おやつも出ない。6 時に帰れというけれども、お母さん、お父さんが来るまで待っていなければならない。外にも出させられない。中身が問題です。保育料が一律になっております。非課税とか保育料の刻みになっているところもありますけれども、一律になっているところもあります。そこは市町村を通して、保育園と同じような中身にしていけないと、安心して預けたいと思っても、子供自身はもう行きたくないとなったら、防犯やそのことも含めて大変なことになります。学童保育の中身そのものも含めて今後検討してもらいたいと思います。

(子育て支援制度について)

最後に 1 点お伺いしたいことがあります。今年から子育て支援制度が変わりまして、昨年、これに伴って、県から各保育園、各市町村に新制度に伴って説明会が行われました。その説明会の席上のことですけれども、私、6 月議会で質問いたしました、保育園の兄弟入所の問題です。利用定員を超えては入所させてはいけないと国が言っているからおっしゃってございました。県からそう聞いたので、国に問い合わせしました。利用定員を超えても施設給付費は可能だと Q & A に書いてある、だから、大丈夫ですと言われました。保育園の園長からもその説明会の席上、ここに書いてあるじゃないか、なぜだめなのかということを行いましたけれども、県の担当者が一方的に、それはだめだと言いました。

主任保育士加算、1 カ月 20 万円出ます。そして、1 年間 300 万以上の主任保育士加算、県の説明会の席上で、主任保育士加算がとれる園は山梨県に 1 園もありませんと言われました。それで、心配になり、主任保育士加算をとらなかった。300 万の補助金がなくなるわけです。国からお話を聞いてみましたら、そのようなことはしておりませんと。前と何ら変わらない主任保育士加算、なぜ県がとれないのか。国から指導があり、今度とれるようになった。これは保育園の経営者にとってみても、保護者にとって、子どもたちにとっても非常に大変な問題です。どのように説明されたんですか。

神宮司子育て支援課長 幾つかの御質問があったかと思しますので、順番に答えていきたいと思えます。まず議会の際に言われました保育所の定員の話であります。絶対に入れないという答弁をしたつもりではございません。法律のただし書きの中で、特別な事情においてその限りではないということで、定員を超えて入所ができるということになっております。また、それにつきましては、国からの Q & A、FAQ と言っておりますけれども、その Q & A の中でも、特別な事情の場合には定員を超えて入所できると。その場合にも、国で施設給付は出ますということは市町村も承知をしておるところであります。

どのように説明してきたかというところに当たりましては、昨年度につきましても、制度の発足を迎えるに当たりまして、市町村での説明会を 6 回、それから、園長等の事業者を対象に 9 回行っていきます。また、保育園の関係の団体とか、幼稚園の関係団体とか、あるいは市町村の要望に応じまして、地域の説明会あるいは個別の説明会にも応じて、制度の周知に努めているところでもあります。また、

今年度につきましても、4 月以降、市町村を対象とした説明会を 7 回、事業者等を対象としました研修会を 8 回開催しておるところですが、今後とも個別の対応あるいは地域、あるいは関係団体等の要望があれば、積極的に行って周知に努めていきたいと思えます。

また、制度の変わり目ということで全国的にも運用面でなかなか不明な点がありまして、保育所あるいは幼稚園の現場の中で混乱しているということは承知しております。保育所の主任加算につきましては、1 件もないという話ですけれども、それは運用の関係で、山梨県でも書類の提出を 7 月、8 月という形でやっております。全国も 8 月以降で書類を提出しております。これは内閣府では、提出した書類が適正で、市町村がそれを認定した場合には、4 月にさかのぼって加算がとれるという仕組みになっておりまして、現在は順次加算をとっているところでありまして。また、これにつきましても、運用のところで情報が非常に少ないということで、全国からもそういった問い合わせが内閣府にありまして、少しずつでありますけれども、情報提供がなされておりますので、県としましても、市町村の取り組みを紹介したり、国の情報を随時、今も発信しているところでありまして。

小越委員

その説明会の席上にいた保育士の先生方から何人にも言われました。この Q & A に書いてあるじゃないかと保育士の先生が言ったけれども、それは違うと県に言われて、それでできなくなった。甲府市の担当者も言っていました。県がだめだと言っているから、利用定員を超えたらだめだと何回も言われて。

主任保育士加算の問題、今年をとれないと思って主任保育士さんを置かなかった園があるんです。350 万円も補助金が来なくなったんです。どう責任とるか、何人にも言われました。今、間に合うんだったらば、すぐにそれを全保育園に言ってください。知らない方いっぱいいらっしゃいます。全市町村に、利用定員を超えても入所可だと言ってください。兄弟入所できなくて困っている方がいらっしゃいます。育休明けてどうなるんですか。12 月、1 月に育休明けて入れなくなったら、職場が困っている方もいるんです。職場との話が見つからない。じゃ、やめるか。そんなことまでなっているんです。去年の説明会の責任は非常に大きいということを指摘して終わります。

質 疑 リニア交通局、県土整備部関係

(リニア見学センターについて)

杉山委員 成果説明書の 66 ページになります。リニア見学センターにつきまして、御質問させていただきたいと思います。この成果説明書によりますと、県内外から 26 万人を超える方々が来館したとなっておりますが、この 26 万人の県内、県外、その辺の内訳をもう一度お聞きしたいと思います。

小田切りニア推進課長 ただいま御質問のございました来館者の内訳ということでございますけれども、アンケートを実施しておりまして、約 2,000 人から回答がございました。この数字につきましては、統計的には非常に信憑性があるということでございまして、それから見ますと、県内からの来館者については約 2 割強でございますが、あと、全体の 5 割強が県外から来られているということでございます。県外から来られている方たちの多くのところが、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県ということで、首都圏からの来館者が多くなってございます。

杉山委員 26 万人といたら大勢の方がいらっしゃったということで、予想をしていた人たちより大幅にふえているというお話も伺っているんですが、これだけ多くの方がふえたということの要因、リニア見学センター自体もいろいろなことはやられているんだと思いますが、誘客のために行ったこともあわせて、なぜこれだけの人が来るようになったのかという分析等はされたのかどうかお聞きしたいと思います。

小田切りニア推進課長 県外の方が多く来ていただく要因というのは幾つかあると思います。その中で 1 つは、やはり JR 東海で体験乗車を始めたということで、一般の方々非常に興味を持っていただけるようになっている大きな原因であると思っております。

それから、もう 1 つは、積極的に県外の方をはじめとして誘客活動に取り組んでまいりました。平成 26 年 4 月に開館ということに向けまして、全国の報道機関や出版社、それから、旅行業者、あるいは観光バス事業者、そういった方々の所属する団体を通じまして、リニアの新館の開館の案内を送付させていただいたり、あるいはリニア見学センターの認知度を高めるということで、近隣の小中学校には各市町村の教育委員会を通じましてポスター等を送付したり、あるいは教育旅行での利用を促進するという取り組みもしてまいりました。また、県外の大手旅行業者を訪問する中で、リニア見学センターを対象としたバスツアーの造成を要請するとともに、リニア中央新幹線沿線の各県市にも要請して広報を行ってきたところであり、リニアに対する御理解をいただいたということもございまして、見学センターのリニューアルということで、やはり今までにないいろいろな体験学習施設ということで、多くの方々に楽しんでいただけることになったということが要因ではないかと思っております。

杉山委員 そうやって誘客に向けていろいろな取り組みをされたということも 1 つ大きな効果だと評価をするんですけども、これからリニア中央新幹線がいよいよ現実的に開通というようなことになってくるわけですね。そういったときに、当然ながら国内外も含めてますます関心が高まってくるわけで、さらなる方々のリニア見学センターへの来訪も予想されるわけですけども、当然ながら今まで以上にいろいろな誘客も考えていかなければならないですし、またそれを、来た方をさらに県内の観光につなげていくということも重要なことだと思います。昨年

度、リニア見学センターに来ていただいた方がさらに周遊観光といいますか、県内観光につなげていく、そんな取り組みはされたのかどうかお聞きしたいと思います。

小田切りニア推進課長 リニア見学センターにつきましては、本県の新しい観光拠点ということで多くの方に訪れていただいているということでございます。当然、リニア見学センターの中でも、県内各地の観光地を周遊していただくための情報提供は行っているところでございます。さらに、これまで観光業者の商談会等でリニア見学センターを含めたモデルコースの提案、それから、ホームページ上でのリニア見学センター周辺の観光施設情報、そういったものについても御案内してきました。また、リニア見学センターの案内や、県内でのリニアのビューポイント、あるいは観光スポット、そういった情報を記載したガイドブックも作成いたしました。また、そういったものも配布する中で、リニア見学センターだけではなくて、県内観光地へさらにその方々が行っていただけるような情報提供、仕組みも取り組んできたところでございます。

杉山委員 県内観光につなげる取り組みをされたということですが、そのことについての成果とか評価というのはありますでしょうか。

小田切りニア推進課長 どういう数がどこの観光地に行ったか、あるいはどこの観光地からリニア見学センターに来たかという、そこまでの詳細なバックデータは持ち合わせていませんけれども、外国の観光客の方も少しずつでもふえてきているということを考えますと、ある程度そういった横の連携と申しますか、各観光地との連携も順々に実を結んできているのではないかなと思っております。

杉山委員 いずれにしても26万人が今後さらにふえていく可能性もある、当然そういうことを目標に向かって、またいろいろな誘客に向けた事業もしていくということになるわけで、そうなると、今の見学センターの施設だけで足りるのかどうかという問題も、また今後課題もいろいろなことも出てくるんだろうと思うんですけれども、その辺もまた今後の取り組みの課題としてまた取り組んでいただきたいと思えます。

小田切りニア推進課長 委員の御指摘のように、これから引き続き誘客に努めていくという中で、またそういった課題が見えてきたときには、またその課題を見ながら、お客様に満足していただけるような取り組みをしていかなければいけないと思っております。

(繰越明許費について)

遠藤委員 意見書に基づきまして、県土整備部の繰越明許費についての御質問をさせていただきます。この総括審査に入ってから、土橋委員、また前島委員、ともに繰越明許に関しては早急な対応が必要だという御意見をお持ちだと思えます。私も今回県土整備部関係の決算を見て、8款の特に15節の工事請負費に注目いたしました。これ、予算現額全て、土木総務費から道路橋梁総務費、あるいは道路維持管理費等を足していきますと、予算現額が約461億円。これに対しての支出総額が360億円余ということで、繰越明許が93億円余、また、事故繰越が6億円余ということで、繰越明許、事故繰越合わせると100億円余ということになります。100億円といいますと、私、市川三郷町出身ですが、町の当初予算より多い金額ということで、これが繰り越しになっているというこ

とでございます。これに対しまして、どのような見解をお持ちなのかお伺いいたします。

清水県土整備総務課長 ただいま土木費の繰越明許費、特に工事請負費についての御指摘がございました。26年度の土木費のうち工事請負費の繰越明許費でございますけれども、93億6,917万円余となっております。25年度が241億9,404万円余でございます、それと比較しますと61.3%減少しております。主な要因としましては、経済対策に伴う年度末の補正が26年度はほとんどなかったということによるものでございます。大幅に減少しているとは申しましても、まだ少ないと言えるような額ではございませんので、引き続き早期発注に努める中で、繰越額の縮減に努めてまいりたいと考えております。

遠藤委員 山梨県全体の歳出総額が5,235億円、そのうち繰り越しが309億円、約10%を切る額だと思います。県土整備の工事請負費が20%を超えているということなので、さらに努力をしていただきたいと思っておりますけれども、具体的にどのような努力をされていくのかお伺いいたします。

清水県土整備総務課長 主に繰り越しが生じる原因といたしまして、用地交渉とか、例えば他の行政機関や鉄道事業者といった関係機関との協議、地元協議などもございますし、あとは、橋梁とか河川改修などの場合ですと、事業期間が渇水期に限られるといったような状況がございまして、繰り越しが発生しているという状況にございます。これまでも当然努力をしてきておりますけれども、今後とも引き続き、関係機関と協議を早目にスピーディーに行うようにするとか、あとは、地元説明会も早目に行ったり、用地取得についても、場合によっては土地収用法に基づく事業認定制度などを活用するといったようなことでさらに努力をしまして、繰越額の縮減を図ってまいりたいと考えております。

遠藤委員 今、1つのやり方として、用地確保事業認定制度等をおっしゃってございましたけれども、用地交渉の難航が繰越理由の中でも何例か挙がってございましたし、前の審査のときもそういうことを言っておりましたけれども、オーバーワークといいますが、仕事量が多過ぎるのではないかと思います、その辺についてどのようにお考えでしょう。

清水県土整備総務課長 用地関係業務についてでございますけれども、むしろ今、予算が減少してきているという状況もございまして、一時期ほど、仕事がハードというような状況ではございません。

遠藤委員 現有人材で対応していくという意味だと思いますけれども、御努力いただきたいと思っております。また、発注体制も、時期的な問題とか、あるいは地域的な問題があったりして、例えば交通管制センターみたいに、見える化の中で発注をしていく必要もあるのかなと思うんですけれども、そういう発注体制についてはどのようなお考えをお持ちなのでしょう。

清水県土整備総務課長 その時々で事業が集中したりということも当然ございますが、それは発注所属の中で体制についてはそれぞれ工夫をしながら、やり繰りをしながら、できるだけ業務を平準化するような形で対応しております。

遠藤委員 入札不調も一時期よりは減ってきたという報告を受けておりますし、また、応

札者が 1 とかいう場合は金額等も上がっていくということでもありますから、この辺も現場を見ながらしっかりやっていただきたいと思います。

(中部横断自動車道の整備促進について)

そういう中で 1 つ具体的に御指摘申し上げたいんですが、成果説明書の 6 2 ページ、中部横断道の整備促進についてということで、この道路橋梁総務費、これ、予算現額に対しての決算額が 6 割余りということですが、この辺についてどのような状況なのかお伺いいたします。

乙守高速道路推進課長 主要施策説明書 6 2 ページの翌年度の繰越額 1 1 億 1,902 万円余の主な理由としてでございますが、この繰り越しについては、基本的に国交省より現在受託してございます中部横断自動車道の 8 路線の工事用道路のうち、JR 身延線をまたぐ 4 路線の工事用道路について、JR 東海との施工協議、また JR が施工する工事との工程調整に不測の日数を要したことにより繰り越しとなったものでございます。

遠藤委員 工事自体はその後進捗したと思いますけれども、どのような結果になっているのでしょうか。

乙守高速道路推進課長 実は昨年 10 月に協定を締結いたしまして、その後施工の調整に入ったわけでございますが、実質的には全体で 8 路線受託してございます。そのうち、6 路線については今年度の 6 月をもって完了してございます。また、残る 2 路線の工事用道路がございまして、それについても本年度中に全て完成する予定となっております。国への引き渡し期限に間に合うものとなっております。

遠藤委員 最後に、平成 29 年度末に供用開始というふうな目標の中で推進されているわけですが、そういう目標に対しておくれが出るのか出ないのかお伺いしたいと思います。

乙守高速道路推進課長 委員御指摘の内容は、中部横断道の増穂以南の整備進捗状況ということだと思います。まず用地買収についてでございますが、用地買収については、あと残りが 1 件となっております。その 1 件についても、土地収用制度を活用いたしまして、来年度中に全物件の取得を完了する予定となっております。次に、工事でございますが、工事については、供用時期に影響を及ぼす構造物、要は、トンネルとか大規模な橋梁とかいうものについて 95 カ所ございまして、そのうち、トンネルは全部発注が終わってございます。また、橋梁についても 1 橋を残し発注が完了するなど、全線にわたり工事が進んでいる状況となっております。次に、先ほど申しました工事用道路についても本年度中に全て完成する予定となっております。

一方、国により事業が進められている新直轄区間、富沢 - 六郷間の事業費について、残事業費が現在のところ約 700 億円という巨額に上る上、今後、重金属のセレンの問題とかもございまして、さらなる事業費増加の可能性もあると聞いています。このため、平成 29 年度までの増穂以南の全線開通が確実なものとなるよう、現在も必要な予算の確保について国及び高速道路会社に対し積極的に働きかけているという状況でございます。

遠藤委員 確認させていただきたいんですけれども、今のところ、29 年度末に向けて努力していると。ただ、予算面で不安があるという、そういう内容でしょうか。

乙守高速道路推進課長 当然国は単年度会計なものですから、残る残事業費について確保されているものではありませんので、その辺は 29 年度の供用に向けて確実に予算をつけていただくようお願いをしているという状況でございます。

(土地区画整理資金貸付金償還金について)

水岸委員 1 点目に、土地区画整理資金貸付金償還金について伺いたいと思います。決算書 111 ページ、説明資料の県土 3 ページになります。土地区画整理資金貸付金償還金が 4 億円となっているが、この内容と償還状況はどうなっているのか、まず伺います。

望月都市計画課長 土地区画整理資金貸付金についての御質問でございますけれども、土地区画整理事業につきましては、その事業費を捻出するために、国や地方公共団体からの補助金及び土地区画整理組合等が造成する保留地を売却することによって事業費を確保しております。事業の初期段階におきましてはこの保留地の売却ができない状況の中で、組合の資金が非常に厳しくなるという状況の中、その初期段階に不足する事業費を貸し付けるといって制度でございます。

平成 26 年度において貸し付けを行った組合から 4 億円の償還金を受けたという内容がここに記載されているものでございます。貸し付け先は、昭和町の常永土地区画整理組合でございます。当組合に対しまして、平成 19 年から平成 22 年度の事業初期の 4 カ年にかけて合計 15 億 5,000 万円の貸し付けを行い、平成 23 年度から償還をしていただいているわけですがけれども、今年度の 9 月までに 14 億円を償還していただいております。残る 1 億 5,000 万円についても、今年度 3 月期に償還いただけることになっておりまして、今年度中に全額の償還を終えていただく予定となっております。

(県営住宅の管理について)

水岸委員 2 点目に、県営住宅の管理について伺います。決算報告書 224 ページ、説明資料、県土 9 ページの県営住宅管理費が 11 億 3,750 万円余となっておりますけれども、県営住宅の点検や修繕等にかかる経費はどうなっているのか、また、県営住宅の定期点検はどのように行っているか伺います。

渡井建築住宅課長 ただいま委員から質問のありました点検の費用でございますけれども、基本的には住宅供給公社に委託する中で定期点検を行っております。費用は 951 万円余となっております。また、修繕や住環境等の整備に関する費用の合計は、3 億 4,535 万円余となっております。県営住宅の定期点検につきましては、建築基準法の点検制度に基づきまして 3 年に 1 度、現在 337 棟がございますので、それを 3 分の 1 に分割する中で、委託で調査を行っているというのが実態でございます。

水岸委員 先日新聞等でも話題になりました熊井戸団地の傾き問題ですけれども、新聞等にも出ていましたけれども、4 年前からもう公社等には言っているにもかかわらず対応してくれなかったという記事が出ていました。私もそのように聞いておりますけれども、県はどのように対処しているのでしょうか。

渡井建築住宅課長 入居者の説明会には私も出席させていただきました。その状況を簡単に申し上げますと、入居者の方から、4 年前ほどに入居するときにも話をされたというお話がありましたけれども、住宅供給公社で調査した結果では、そういった記録

がなく、基本的には今回傾いた建物につきましては、壁式型鉄筋コンクリート造で、阪神大震災の際にも倒壊等のおそれがなかった、実績もなかったということで、非常に強いものという認識が強く、住宅供給公社に当時連絡があった記録によりますと、あくまでも室内の床の傾きということで、要望があったときには個別に修繕を行っているというのが実態でございます。

しかしながら、結果としてこのような事態になってしまい、入居をされている方々に不安感を与えてしまったということは現に改善すべきことだと思いますので、今後、住宅供給公社に対しては、適正な対応となるよう指導してまいりたいと考えております。

水岸委員 実際、熊井戸団地の調査は今現在されているのでしょうか。

渡井建築住宅課長 10月27日に発表させていただいて、説明会を29日に行いました。それから、11月6日から1号館に入居者の方々、25戸入居されておりますが、今、一軒一軒回って、現在までにおおむね半分程度回っている状況でございます。

(建設産業の活性化への支援について)

大柴委員 成果説明書の17ページ、建設産業の活性化への支援についてまず伺います。近年、県内の建設産業の状況についてですけれども、県発注の工事がピーク時と比べますと大分減っているというのは皆さんもよくわかっていると思います。また、建設業協会も大分苦慮しているんじゃないかなと思います。これはどの程度減っているのか、また、建設業者数も大幅に減っていると思うんですけれども、この辺のところ、わかるところで教えてもらいたいと思います。

笹本建設業対策室長 委員の、近年の県内の建設産業の状況についての御質問ですけれども、まず公共投資自体は県内では平成4年がピークでしたけれども、国、県あるいは市町村等合わせまして約8,360億円ございました。これが平成26年では約4,226億円と約5割程度ということで、民間投資の大幅な減少などもございまして、このように依然として低い水準で維持しております。

また、許可業者数ですけれども、ピーク時、平成4年でしたけれども、3,850業者で、平成27年、今年の3月末では3,586業者ということで、ピーク時の約93%という状況になっております。これに比較しまして、従業員数ですけれども、国勢調査によりますと、平成7年度で建設業関係で5万1,000人、平成22年の直近の国勢調査では3万3,000人ということで、ピーク時の約65%となっております。このような状況ですので、従業者の減りは大きいんですけれども、許可業者数の減りは少ないという状況の中で全体として小規模化が進むというような考えでおります。

大柴委員 今、事業者数はそんなに減ってない、また、工事費といふかな、予算は大分減っているという形だと思います。それに伴って、建設産業の活性化への支援としてこの2,135万7,000円があるわけですけれども、その内訳と、成果説明書に記載されている3つの事業、これには各幾らずつ使ったのか教えてもらえますか。

笹本建設業対策室長 支援対策費の決算額の事業ごとの内訳ということでの御質問でございます。まず、建設業の相談窓口の常時開設ということで、これは県内の金融機関のOBの方を専任で相談員として非常勤でお願いしておりますので、267万1,000円でございます。その下の新分野進出への支援ということで、これには進出

へのセミナーと、新分野進出補助金がございますが、合わせて1,738万9,000円余でございます。3つ目の建設系コンサルタントの派遣でございますけれども、これにつきましては129万6,000円余ということで、以上合計2,135万7,000円となっております。

また、この中に翌年度への繰越額1,950万円ございますけれども、これにつきましては、平成26年度の2月補正で地方創生交付金による事業をやまなし建設業応援プロジェクト事業ということでお願いいたしまして、全額を繰越明許費の設定をお願いして、27年度で実施するものでございます。

大柴委員 この中で、建設業相談窓口ですが、常時開設272件とあるんですけれども、これはいろいろ皆さんの意見を聞いてやったということですか。もし意見だとすると、どのような意見があって、どんなものが一番多かったのか、それをお聞かせください。

笹本建設業対策室長 建設業の相談窓口の設置につきましては、建設業の皆様の経営関係の相談に応じるということで、延べ件数ですけれども、新分野進出への相談が246件、その他の経営関係の相談が26件という内訳になっております。これは経営について窓口で相談をいただくということで、御意見といいますよりも、御相談をいただくという内容の事業でございます。

大柴委員 新分野への相談が多かったということですが、この2番目の建設業新分野進出への支援9件とあるんですけれども、これも具体的にどのような分野へ支援を行ったのか、これを聞かせてください。

笹本建設業対策室長 9件の内訳でございますけれども、農林業への進出が2件、太陽光の発電事業への進出が6件、その他としまして飲食関係への進出が1件の計9件となっております。

大柴委員 太陽光への進出が6件ということで多いんですけれども、何となく事業の趣旨に合っているのか疑問に感じるところもあるわけです。もっと雇用につながるような取り組みを期待するところであるんですけれども、今後そのような支援に対してどのような取り組みを行っていくのか、その辺のところを最後に伺いたいと思います。

笹本建設業対策室長 太陽光発電事業につきましては、委員の御指摘のとおり、なかなか雇用につながるものではないという部分がございます。太陽光発電につきましては、平成21年から23年までは各年1件程度ということで補助をしてまいりまして、建築関係で自分の会社の近くに太陽光の発電パネルをつけて、消費者にショーウィンドー的な意味合いでの見せる発電が当初多かったんですけれども、その後、平成25、26では太陽光発電自体の売電だけというようなものが出てきて、太陽光発電は当時推しておりましたので、補助を続けてまいりました。その中で、委員御指摘のとおり、最初のうちは雇用につながった部分もあるんですけれども、なかなか雇用につながらないということで、本年度からは太陽光発電については対象外とさせていただいて、より雇用に直接つながるものを対象としております。

(公共土木施設の長寿命化の推進について)

猪股委員 決算説明資料、県土の6ページ、7ページ、それから、成果説明書125ページ、公共土木施設の長寿命化の推進について伺います。公共土木施設の多くが高

度経済成長期に整備され、近い将来にこれらが更新時期を迎えることから、維持管理費の増大が大きな課題となっています。公共土木施設の長寿命化に向けた取り組みは、限られた予算条件のもと、最適な維持管理を行っていくために重要なものであると考えられます。そこで、まず長寿命化計画はどのようなものなのか、また、個別の公共土木施設ごとにいつ何をするといったような計画ができているのかお伺いします。

高井道路管理課長 公共のインフラにつきましてはさまざまなものがあると思いますが、私のほうから、その中の1つ橋梁を例にとりて長寿命化計画を御説明させていただきたいと思ひます。長寿命化計画というのは、委員さん方もちろん御存じのとおり、施設を少しずつ修理して構造物を延命化させる。延命化させることによって、いわゆる造り替えのサイクルを延ばしましょうということでございます。そのために、計画の中には、まず1番目に点検をしなければいけないという内容になります。それから、2番目としては、その点検に対して、それを診断して、どんな工法で直したらよいか、いつ直したらいいかというのを検討します。3番目として、それを実際に工事に移すことをします。最後に、その工事内容を記録に残す。例えば橋梁でいうと、橋梁カルテシステムに記録をいたします。そうした一連のプロセスを繰り返していく計画が長寿命化計画の内容になっております。

猪股委員 次に、成果説明書の125ページにあります、既存施設の計画的な補修を行ったとありますが、この計画もこの長寿命化計画に基づいて実施されたものなのか、その辺はいかがでしょう。

高井道路管理課長 既存施設の計画的な修繕ですので、これは長寿命化計画そのものでございます。

猪股委員 長寿命化計画に基づく公共土木施設の維持管理に要する経費は、平成26年度決算額は、道路維持費に1,286万5,000円、道路橋りょう建設費に14億7,374万1,000円、河川改良費9,975万1,000円とのことですが、今後どのような水準で推移していくことが予測されるのか、その辺をお伺いします。

高井道路管理課長 橋梁の長寿命化、ほかにトンネルとか洞門、あるいは照明柱とか、そういうものが数々ございます。まさにそれがスタートラインに立ったという状態で、今のところ、我々の課でいくと、橋梁だけで年間に8億から10億円かかります。トンネルで年間約5億円かかります。それから、洞門とか、ボックスカルバートというコンクリートのトンネルみたいなものがあるんですけども、それが大体年間1億円程度、それから、標識とか照明柱の維持管理に年間5,000万円程度かかる予定でございます。

長寿命化計画というのは、最初の点検したところがかかなり悪い、比較的悪くなっていますので、ここ5年間ぐらいは予算的にこういう状態で推移すると思ひますが、おおむね5年間程度の中で一旦、橋りょうの整備がほとんど実施できます。その後は、一旦整備したものはもう少しライフサイクル部分が延びるので、経費としては若干下がってくる傾向にあると私は考えています。

(未登記筆の解消について)

安本委員 県土整備部の関係ですけれども、歳入歳出の決算審査意見書の11ページ、未登記筆の解消について伺っていきたく思ひます。ここに記載されている意見書

の終わりから 3 行目のところですが、「取得用地の登記については、過年度未登記処理方針を策定し、未登記の解消に努めており、ここ数年で着実に減少しているところであるが、依然として多くの未登記筆が残されている。県有財産の適正管理の観点から、未登記の解消に向け、なお一層努力されたい。」という意見書がついております。

まずお伺いしたいんですけれども、下にもグラフがありますけれども、最後の平成 26 年度末過年度未登記数 2,835 筆のうち県土整備部所管分の内訳は何筆だったのかお伺いします。この過年度分についてはどうして発生をしているのか、そのところもあわせてお伺いします。

渡邊用地課長

まず過年度未登記の県土整備部の内訳筆数でございますが、平成 26 年度末現在の 2,835 筆のうち、県土整備部所管分は 2,282 筆となっており、平成 25 年度末の 2,412 筆に比べまして 130 筆減少しております。

次に、発生原因についてであります。過年度未登記の多くは、過去において災害復旧など緊急の場合等に登記に先立って土地代金の支払いや工事を行い、その後の登記事務において、相続人の承諾が得られなかったことや、公図と現況が一致しておらず分筆登記が困難になった、こういったことなどから発生したものであります。

安本委員

未登記の筆数のうち 8 割が県土整備部分、あと残りは農政部ということで伺っているところです。発生原因についても理由はわかりました。ここには県として過年度未登記処理方針を策定されたということでございますけれども、これは具体的にはどういう内容になって、どのようにして進めていかれようとしているのかお伺いします。

渡邊用地課長

過年度未登記処理方針につきましては、未登記の登記促進を図ることを目的に、平成 22 年度に策定いたしまして、23 年度から適用しているところでございます。内容についてであります。各建設事務所において、まず路線ごとに未登記箇所を整理し、登記の可否について改めて調査を行っております。その中で登記可能と判断したものに付きまして、未登記の原因の解消に努めるとともに、権利者に登記の協力依頼を行っていくということでございます。また、登記の可否の検討や、登記処理にかかわる調査・測量などの業務につきましては、必要に応じて司法書士や土地家屋調査士等の専門家に御協力いただきながら進めているところでございます。なお、用地課といたしましても、円滑な未登記処理の促進を図るため、研修会あるいは担当者会議、あるいは関係機関との連絡調整、こういった役割を担っているところでございます。

安本委員

昨年の決算特別委員会の議事録を見ますと、先ほどおっしゃった未登記処理方針、この中で再調査をして登記可能と分類できたものが 893 筆ということで、今この処理方針にのっとって、用地課としてとか、県土整備部の出先機関も含めてかもしれないんですけれども、これ、交渉されるには大変な仕事になるというふうには思いますけれども、職員体制というか、どういう体制で実施されているのか、進捗状況とあわせてお伺いします。

渡邊用地課長

まず処理体制についてであります。各建設事務所では、これまで従前、未登記処理の専任の嘱託職員がこの業務に当たっておりました。この方針策定に伴いまして、これに加えまして、用地課長を責任者と定めまして、用地担当の正規の職員とチームを組むなどする中で、現有の体制下ではあります。先ほど申した

権利者への協力依頼について行っているという状況でございます。また、私どもはこういったメンバーを対象に、先ほどの繰り返しになりますが、研修会等を開く中で、職員のスキルアップ等にも取り組んでいるところでございます。

次に、進捗状況についての御質問でございますが、平成 23 年度から 25 年度にかけて、筆ごとの登記の可否についての調査を優先して進めてまいりました。そして、26 年度から権利者に対する登記の協力依頼を本格的に実施しているところでございます。26 年度は初年度ということで、全体で、先ほど言った 893 筆のうち 147 筆についてそういう方々に協力依頼を行うという計画を立てまして、計画どおり関係者に接触を図ることができました。こうした取り組みなどを通じて、26 年度については未登記 130 筆を解消することができたと考えております。

安本委員

計画どおりに進めていただきたいと思いますのですが、ここの意見書では、県有財産の適正管理の観点と書いてあるんですけども、私は足りないかなと思っています。私も苦労したことがありますけれども、何か分譲しようと思うとできなかつたり、それから、上物の建てかえをしようと思ったときも苦労するわけです。ですから、登記されているのが当然当たり前のことですけども、そういう経過があつてなかつた。適正管理するだけではなくて、次の事業で上物を何かやろうとされるときには非常に困るので、優先順位もつけて、計画もありますけれども、できればマンパワーをかけて、その該当部分については単年度でやってしまうとか、そういったことも対応していただきたいと思いますけれども、これは御意見をお伺いしたいと思います。

渡邊用地課長

若干繰り返しにはなりますが、私どもとすれば、与えられた現有体制の中で一生懸命少しでも解消に向けて取り組んでいきたいと思っておりますので、引き続き御理解のほどよろしくお願いしたいと思います。また、そういった点についても、他県の状況等を踏まえる中で、調査、研究もしてまいりたいと思います。

(住宅新築資金について)

小越委員

まず部局審査のときにもお伺いしました、住宅新築資金のことです。市町村事業であり、県にお金が入ってくるだけなので、県は関係ないといったら関係ないかもしれませんが、今回、県への施策要望書が県市長会から出され、甲府市、甲斐市からはとりわけこの住宅新築資金貸付けの償還の見直しについてというものが出されている。これ、毎年出ているかと思っておりますけれども、償還率が上がらず、返還されていないものですから、甲府市は一般会計を投じて県に返還していると。そうすると、一般会計を甲府市や甲斐市がそれを県に充てている、穴埋めしていることから、財政的にも苦慮している。については、償還金の減額、利子の免除、財政負担の負担軽減等の要望が出されておりますが、これについて県はどのようにお考えになって、どのように対応されてきたんでしょうか。

渡井建築住宅課長

県が資金貸付けを行いましたのは 4 市でございます。これら 4 市からの県の貸付金に対する償還は計画どおり履行されておりますが、この債権、借り主は市に対して未収金いわゆる滞納があります。これらは地方税の滞納処分のように強制徴収ができる債権ではなく、私債権であるがゆえの難しさが含まれていると思います。このため、県としましては、今までもこれらの市に対しまして、償還率向上計画の作成を促して、滞納者の個々の状況に応じた償還指導、これが行えるような体制を組むようにも努めてまいりました。また、全国で年 1 回、これら償還事務の担当者会議がございます。この会議にも 4 市の担当者が出られるように促

してはいるんですが、なかなか出ることができませんので、県の職員が代表して出て、その後速やかに伝達講習を行うとともに意見交換会を行い、情報収集、それから、情報の交換、そういったことに努めるよう支援してきたところでございます。

小越委員 県の担当者が説明会に出ているのであれば、甲府市の人と一緒にあって、償還してください、返済してくださいと動いたらどうですか。税の滞納整理機構はそのようにやっています。いかがですか。

渡井建築住宅課長 債権債務の関係は、県と借り主にあるのではなく、市と直接の借り主にありますので、県がそこに介入して督促をすとか、そういう行為は基本的にできないものと認識しております。

小越委員 滞納整理機構のときには県が行って、市町村と一緒にお金を差し押さえもしてくると。この同和関係の住宅新築資金については、県はとにかく市町村が金さえ上げてくれれば知らないという態度ではこの要望にかないませんので、県もしっかりとここに関与して、一緒に相談に乗っていく、一緒にすること、それから、減額のことも含めてしないと、甲府市の一般財源がそこに食われていってしまうわけですから、ぜひとも検討いただきたいと思います。

(土木費の支出について)

次に、県土整備部のお金の使い方のことでお伺いしたいと思います。土木費は、先ほどからお話もありましたけれども、この審査意見書の 23 ページによりますと、全部じゃないかもしれませんが、土木費は、支出に占める割合が平成 25 年度が 15.9%、26 年度は 17.2%と 2 ポイント近く伸びております。対前年増減比もこのところ 5.1%とほかの科目、費目が減っていく中で、土木費だけは、教育費もありますけれども、土木費は 5.1%とプラスになっております。予算に対して支出された額、それを引きますと、5.1%の伸びだと書いてあります。具体的にどんなものが多くなって伸びたんでしょうか。

清水県土整備総務課長 金額がふえている主な原因としましては、年度末の経済対策がここのごとくございまして、その関係で執行額もふえております。ちなみに、公共事業費だけに限って申し上げますと、平成 26 年度の土木費の公共事業費と県単独公共事業費を合わせた決算額が 628 億 989 万円余となっております。前年度と比較しまして、17 億 5,581 万円余増額となっております。

小越委員 それは経済対策ということで執行がふえたということで、具体的にこういうところに、例えば砂防費がふえたとか、それから、橋梁費がふえたとか、高速道路整備がふえたのか、その具体的なところはどの辺がふえたんでしょうか。

清水県土整備総務課長 一般会計の土木費でみると、決算額の前年度と比較して増減額の大きい科目ですけれども、道路橋梁費が 12 億 7,197 万円余、都市計画費で 4 億 7,258 万円余、それから、住宅費で 39 億 346 万円余というようなものが大きいものでございます。

小越委員 どちらかという金額が大きいのが建設、修繕だと思うんですけども、橋梁費や都市計画、そういうものはどういう業者が受けているんでしょうか。例えば A ランク、B ランク、C ランクとありますが、そういうところの受注状況はどこ

が一番多いんでしょうか。

清水県土整備総務課長 工事種別での、ランクごとの受注状況というのは、特に細かいものはございませんで、私どもで入札参加資格で業者を A、B、C、D ランクに区分している土木一式工事とか、建築一式工事といったものがございまして。この中で例えば土木一式工事の場合ですと、ランクごとの受注状況では、26 年度ですけれども、この中で比較的大きいところといえば A ランクになりますけれども、件数で 134 件、対前年度比でこれは 22% の減となっており、金額では 119 億円、対前年度比で 28% の減となっています。それから、それ以外、中小というレベルになろうかと思っておりますけれども、B、C、D のランクが件数で 259 件、これは対前年度比で 8% の減、金額では約 77 億円、対前年度比で 6% の減ということで、A ランクが大幅に減少しているというような状況になっております。

小越委員 ランクごとで減っていて、金額がどうしてふえているのかよくわからないんです。金額はふえているのに、受注状況は前年より減っているというのは話がわからないんですけれども、そこを説明してください。

清水県土整備総務課長 確かに決算額は平成 25 年度より若干上がっている状況にございますけれども、この決算額が県土整備部の発注状況をあらわすものではございません。例えば 25 年度に発注した事業でも、支払いが 26 年度にまたがるようなものもございまして、また、学校関係の工事など、営繕課が他部局から依頼された工事については、土木費の中には含まれておりません。こういったものが影響していると思います。

小越委員 5.1% 伸びていて、そして、前年 25 年度が歳出に占める割合 15.9% が 17.2% となっています。平成 25 年度は、全国の中で土木費の割合が、たしか山梨県は第 2 位だったと思います。1 位、2 位をこの間ずっと占めておまして、平成 26 年度も前年 25 年よりこれだけ伸びていますから、おそらく平成 26 年度も全国の中では土木費の占める割合は 1 位か 2 位だと思っております。だけど、今の話を聞きますと、中小も、それから、A ランクのところも仕事が回ってこない。土木費はこんなに多くなるのに、仕事が少ないという、これでは何のために予算をつくっているのか、建設業者の仕事が少なくなっているのであれば、これは本末転倒になってしまうと思うんですけれども、その分析をどう考えて、どのように手を打っているのか教えてください。

清水県土整備総務課長 受注量が減っているというのは、県の発注量が減っているということが主な原因でございます。これは先ほど申し上げましたように、年度末の経済対策に伴う公共事業費の補正、この予算が大幅にこのところ減っていることで、新規の発注に回せる予算が少なくなっているということで、全体的に発注量が減ってきているということでございます。発注量をふやすには、やはり予算の獲得が一番重要なポイントだと思いますので、今後予算の獲得に向けて引き続き努力をしてまいりたいと考えております。

小越委員 だから、違うというんです。だって、支出額はふえているんです。前年よりふえているんです。5.1% 伸びているんです。歳出に占める割合も多いです。土木費の占める割合は全国の中でもトップクラスです。だけど、受注が少ない。予算こんなたくさんとっているのに仕事がないというのは、おかしいじゃないですか。現場と予算が乖離しているんです。そこを埋めていくにはどうしたらいい

のか。予算が多過ぎるのであったら、そこを下げる。A、B、C、D、ランク外の一人親方みたいなところも含めて、その建設業者に仕事が行くようにする。そこにはどうしたらいいかという政策がないと、ただ予算をいっぱいとっても下の下の下のところまで仕事が行かないと思うんです。いかがですか。

清水県土整備総務課長 土木費だけの話をされているようですが、先ほど申し上げましたが、この支出状況と発注状況は一致いたしません。先ほど申し上げましたように、支払いが年度をまたぐようなものもありますので、26年度のほうが支出がふえているからといって発注が多いというものではないということ、それから、県土整備部だけではなくて、公共事業をやっているところではほかの部局もございますので、全体的に発注は減っております。そういう状況をひとつ御理解いただきたいということです。

小さい建設業者に仕事をというふうなお話ですけれども、発注に当たりましては、土木一式工事とか、建築一式工事などにおいて、工事の規模によって受注できる業者のランクを定めておりまして、規模の小さな業者でも受注できるような配慮をしております。また、規模の小さい業者は下請で受注する機会が多いと思われましても、本県の契約約款では、元請業者に対しまして、下請に優先的に県内業者を活用するような努力規定も設けております。こうしたことで発注機会についても配慮しているというふうな状況でございます。

小越委員 先ほど県内優先発注ということがあって心配なところは、今回TPPがもし協定されますと、公共事業の調達についてもオープンになります。そうすると、加盟国の全部にフランス語、英語を含めて出して、もしかしたらカナダやアメリカの業者が山梨県のところに手を挙げる。優先発注を地元業者というのは、それはまかりならないと、ISD条項が書かれたらなってしまう。山梨県でもそのようなことが起きるのでしょうか。これからの見通しについてお知らせください。

清水県土整備総務課長 TPPの内容についてはまだ具体的な内容、こちらに来ておりませんので、お答えはできません。

小越委員 ぜひこのことは早くつかんでいただかないと、建設業者もTPPと関連してきますので、ぜひそこは機敏につかんでいただきまして、中小零細の建設業者を救えるように予算の組みかえもお願いしたいと思います。

(リニア中央新幹線について)

次、リニアのところですが、部局審査のときにもお伺いしました。改めてお伺いします。JR東海の委託を受けて、県職員がこの業務に当たる根拠はどこにあるのかまずお示してください。

清水リニア交通局理事 リニア中央新幹線は、民間事業であるJR東海が事業主体となるものではございますが、全国新幹線鉄道整備法、この法に基づきまして国が整備計画を決定した極めて公共性の高い事業でございます。この法律に基づきましても、地方公共団体は建設に要する土地のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めることとされております。また、他の整備新幹線と同様に、JR東海から地域の実情に精通した県へ協力依頼がありましたことから、JR東海から委託を受けまして、県が主体となって用地交渉業務を行っていくこととしたものでございます。

小越委員 それで、部局審査のときに聞いたのがどうやら間違いだったようで確認したい

んですけれども、たしか部局審査のときに、6人分5カ月4,500万円と聞いて、割り算すると1カ月150万円になってしまって、とんでもない金額だと思ったんですけれども、どうやらそうではなさそうなので、このところをもう1回御説明ください。

清水リニア交通局理事 部局審査の際の私の説明に一部誤りがあったり、説明が不十分でございましたので、改めて説明をさせていただきます。受託事業の人件費の執行額についてでございますが、これは職員6人の年間の給料、職員手当、共済費で4,200万円余でございます。

小越委員 ということは、4月当初から4,200万円の分だと。しかし、6人分5カ月分のところですよ。その前の分のところは4,200万円を充てなかったという理解でいいですか。

清水リニア交通局理事 当初は6人職員を増員しておりまして、特にその時点では協定を結んだわけではございませんが、11月に協定を結びまして、その時点で必要な職員として6人分の給料等を受託としてもらうということが決定しましたので、結果的に6人の4月から、いわゆる協定等の準備行為とか、用地交渉のための作業に当たるといことも認めていただきまして、6人の年間の給料等について受託費として受け入れることになった次第でございます。

小越委員 部局審査のときにもお伺いしましたけれども、不用額というか、執行残ということで1,114万3千円残っていて、それをJRから委託を受けたけれども、それは返さなくていいと。余ったけれども、県費でもらったから、県費で消化すると。県がもうかったという形ですけれども、それでいいの。コンプライアンスというか、大丈夫なのかと不安なんですけれども、そこはいいんでしょうか。普通、国から補助金 came ときに、使わなかった分は返すと思うんですけれども、JR東海だから、もらっとけばいいと思ってもらって、使わなかった分はそのまま県にもらっておくという、それでよいのでしょうか。大丈夫ですか。

清水リニア交通局理事 JR東海との協定でございますが、大きく事務費と調査費と大きく分けてございますが、事務費については、非常に内容が細かいために、精算することが困難であるということで、一定のルールのもとで所要額を算定するというようになっておりまして、その範囲内で県は必要経費を賄うということとしております。このため、受託収入に残額が生じましても、これは精算せずにそのまま県として受け入れるということになっております。

小越委員 そういうときはJRからもらって、好きなように使えるかもしれませんが、先ほどのときに、公共性の高いものだ。全幹法に基づくものであるということであれば、JRからいただいたものを返さずに全部丸めてもらっているのであれば、逆にJR東海に対して不備なところを県として要求することも必要だと思うんです。例えば実験線のところの側道の整備どうするのか、水枯れのところどうするのか。それについてJR東海に申請したり、要求したりしたことはあるんでしょうか。

清水リニア交通局理事 今言ったのは、JR東海との協定で業務の受託の範囲について申し上げたところでございます。受託に当たってそういった用地取得業務に我々は当たるわけですけれども、住民の皆さんに御理解いただいて取得をしていくわけなんです。

で、当然住民の皆さんに公平で適正な補償がされるように我々も十分チェックした上で、必要なものに関しては J R 東海に県として要求なり改善をお願いしていくという立場でございます。

小越委員 昨年、例えば実験線のところでもう既に起きております、地元住民からお願いされている側道というか、緩衝地帯をもっと広げてほしいとか、それから、水枯れの補償の問題とか、そういうものはどのように要求して、どのように回答があったんですか。

清水リニア交通局理事 今いただいたのは、実験線というよりも、今、実験線以西の営業線の部分について、いわゆる事業説明会をした中で、住民の方からいろいろな御心配や要望をいただいた件でということですのでよろしいでしょうか。その中で、当然、いわゆる環境への影響、いろいろ騒音とかが心配でしょうけれども、緩衝帯をなるべく広くとるようにという要望とか、水枯れ等が起こった場合はどういう対応をしてもらえるのかといったことも住民の皆さんから心配する声をいただいております。当然我々もそういった影響が極力少なくなるように、J R にお願いをしている、要請をしているという状況でございます。

小越委員 それは不十分であると思っています。そして、もう 1 つ不十分なのは、ここにも書いておきました 1 3 4 億円のリニアモーターカー実験線の貸付金です。大分前ですけれども、利息もつけずに延滞金もなく、そして、出世払いの出来高払いになっておりまして、これがもしたとえ 1 % でも、たとえ 0.1 % でも利息をつけておいたら、今とんでもない数字になっている。そして、今もこのことを、返してくださいと言わずに、8,000 万円近く毎年来るかもしれませんが、1 3 4 億円、山梨県の債権の中で林業公社に次いで 2 番目に大きい金額です。こちら側の不当な契約に基づきますと、これから 20 年間ずっと行くわけですね。たとえ 1 %、0.5 % といっても、ものすごい金額だったわけです。1 回も返してくれと言っていない。このことについて私は不当な契約であり、県が返還してくれと今でもしっかりと言うべきだと思います。そのことの意味を述べて終わります。

以 上

決算特別委員長 永井 学